

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

平成29年度調査
（平成28年度実績）

品目コード	
紙類	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙バック 5.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 6.雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
金属	11.スチール缶 12.アルミ缶 13.その他金属（鍋など）
ガラス	21.生ビン 22.無色ビン 23.茶色ビン 24.その他の色のビン
ペットボトル・プラスチック	31.ペットボトル 32.白色トレイ 33.（白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 34.その他プラスチック（プラスチック製容器包装以外）
その他	41.布類 42.生ごみ 43.廃食油 44.剪定枝 45.小型家電 46.その他

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	（公財）容器包装リサイクル協会へ委託	その他
千葉市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41		1. 2. 3. 4. 5. 6. 43. 45	モデル事業として、一部地域でステーション回収 42. 43. 44	11. 12. 13. 21. 43. 45		22	24. 31	1～6. 23. 41（千葉市再資源化事業協同組合により処理）. 42（処理委託）. 44
銚子市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33		32. 45	41	1. 2. 3. 4. 5. 6. 32. 34. 45	11. 12. 21. 22. 23. 24		31. 33	
市川市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		4. 31. 45		1. 2. 3. 4. 6. 41		11. 12. 21. 22. 23	24. 31. 32. 33	45
船橋市	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31		45				11. 12. 13. 21. 22. 23	24. 31	45
館山市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 45				1. 2. 3. 4. 6		11. 12. 13. 45	22. 23. 24. 31. 32. 33	
木更津市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41			45	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41		11. 12. 31	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	32. 33
松戸市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 32. 33. 41. 45		31. 43. 45. 46（くつ・バッグ・ベルト）		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 46		11. 12. 13. 21. 22. 23. 45	24. 31. 32. 33	43
野田市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41	44	45			44	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 31. 41. 45	24. 33	
茂原市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46			45	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
成田市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 45. 46	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 45. 46	31. 43	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 45. 46	1. 2. 3. 4. 6. 41. 43. 45. 46	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24		31. 33	46
佐倉市	5. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 33. 42. 45	46	31. 43. 45. 46		43		13. 45. 46	5. 31. 33	11. 12. 21. 22. 23. 24
東金市	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31		1. 2. 3. 6. 41. 43		1. 2. 3. 6. 11. 12. 31. 41	13		22. 23. 24	21. 43. 45
旭市	1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		45		1. 2. 3. 4. 5. 41. 45	11. 12. 13		21. 22. 23. 24. 31	32. 33
習志野市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41		32. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45	11. 12. 13. 21. 22. 23. 31		24. 32	
柏市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 41	24. 31. 32. 33	45
勝浦市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41		43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41		11. 12	32. 33	34
市原市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41	—	31	—	1. 2. 3. 4. 6. 21. 31. 41	11. 12	—	22. 23. 24. 31	—
流山市	31. 32. 33		集団回収にて実施				31	32（一部）、33（一部）	集団回収にて実施
八千代市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45		4. 31. 32. 43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43	11. 12. 13. 22. 31. 45		24. 32	21. 23（業者に無料引き渡し）
我孫子市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 42. 43		45	1. 2. 3. 4. 6. 13. 41. 43. 45	11. 12. 21. 22. 23.	31	21. 24. 32. 33	21. 24. 32. 33	42（減容化（堆肥化）処理委託. 45（乾電池・蛍光管を資源化処理委託）

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

平成29年度調査
（平成28年度実績）

紙類	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙バック 5.紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）6.雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）
金属	11.スチール缶 12.アルミ缶 13.その他金属（鍋など）
ガラス	21.生ビン 22.無色ビン 23.茶色ビン 24.その他の色のビン
ペットボトル・プラスチック	31.ペットボトル 32.白色トレイ 33.（白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 34.その他プラスチック（プラスチック製容器包装以外）
その他	41.布類 42.生ごみ 43.廃食油 44.剪定枝 45.小型家電 46.その他

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	（公財）容器包装リサイクル協会へ委託	その他
鴨川市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45. 46				1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 31. 41. 45	32		22. 23. 24. 31	46
鎌ヶ谷市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 33. 41		45		1. 2. 3. 4. 6. 41		11. 12. 13. 22. 23	24. 31. 33	
君津市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41				1. 2. 3. 4. 5. 6. 21. 41	11. 12	31	22. 23. 24. 31. 32. 33	
富津市	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 33. 41. 45				1. 2. 3. 4. 41		11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 33	22. 23. 24. 31. 33	
浦安市	1. 2. 3. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31	1. 2. 3. 5. 6	4. 5. 32. 41. 43. 45		41. 43	1. 2. 3. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 31. 32	4	24	
四街道市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 43. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 31. 41. 43. 45. 46				21. 22. 23. 24
袖ヶ浦市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 22. 23. 24. 31. 41. 45	なし	なし	資源回収自治会事業 1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 22. 23. 24. 31. 41. 43	1. 2. 3. 4. 6. 41. 43. 45	11. 12. 31	なし	22. 23. 24. 31	なし
八街市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 45		43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 34. 43. 45	11. 12		31. 32. 33	21. 22. 23. 24
印西市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		4. 43. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43. 45		11. 12	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
白井市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 46		43. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43. 45		11. 12	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
富里市	4. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 12. 23. 24. 41. 45		4	11. 12	13	22. 23. 24. 31	
南房総市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 34. 41. 45						1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 32. 33. 34. 41. 45	21. 22. 23. 24. 31	
匝瑳市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41			45		45	1. 2. 3. 11. 12. 13. 41	5. 22. 23. 24. 31. 33	
香取市	1. 2. 3. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 41. 45		4		1. 2. 3. 4. 6. 41. 45	11. 12. 13	31	22. 23. 24	
山武市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45	13. 34. 45	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41		1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 13. 31. 32. 34. 41	11. 12. 13		22. 23. 24. 31	45
いすみ市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31				1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 21. 31. 41. 45	11. 12		22. 23. 24	
大網白里市	11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 45. 46	46	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43. 46		1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 31. 41. 43	13. 45		22. 23. 24	
酒々井町	11. 12. 13. 21. 22. 23. 24	44. 45. 46（粗大ごみ）	31. 46（廃蛍光管、廃乾電池）		11. 12	13. 21. 22. 23. 24. 45. 46（粗大ごみ）	46（廃蛍光管、廃乾電池）	31	
栄町	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		45		1. 2. 3. 4. 6. 41		11. 12. 21. 22. 23. 24. 32	31. 33	
神崎町	11. 12. 13. 22. 23. 24. 31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45. 46		13. 45	11. 12	1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	22. 23. 24. 31	46
多古町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	5. 22. 23. 24. 31. 33	
東庄町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 41		45	44	1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 41. 45	11. 12	31. 44	22. 23. 24	
九十九里町	31		1. 2. 3. 4. 41	11. 12. 13. 22. 23. 24	1. 2. 3. 4. 11. 12. 31. 41	13		22. 23. 24	
芝山町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45				1. 2. 3. 4. 32. 41	11. 12. 13		22. 23. 24. 31	45
横芝光町	横芝地域 （1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45） 光地域 （1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41）		43. 45		横芝地域 （1. 2. 3. 4. 32. 41）	横芝地域 （11. 12. 13） 光地域 （45）	光地域 （1. 2. 3. 11. 12. 13. 41）	横芝地域 （22. 23. 24. 31） 光地域 （5. 22. 23. 24. 31. 33）	横芝地域 （45）
一宮町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
睦沢町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46
長生村	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 46		45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45. 46

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況

平成29年度調査
(平成28年度実績)

紙類	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙バック 5.紙製容器包装（包装紙,紙袋,菓子箱等）6.雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）					
金属	11.スチール缶 12.アルミ缶 13.その他金属（鍋など）					
ガラス	21.生ビン 22.無色ビン 23.茶色ビン 24.その他の色のビン					
ペットボトル・プラスチック	31.ペットボトル 32.白色トレイ 33.(白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 34.その他プラスチック(プラスチック製容器包装以外)					
その他	41.布類 42.生ごみ 43.廃食油 44.剪定枝 45.小型家電 46.その他					

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(公財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
白子町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 46		45		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45, 46
長柄町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 46		45		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45, 46
長南町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 46		45		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45, 46
大多喜町	1, 2, 3, 4, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 41, 42, 43, 45				1, 2, 3, 4, 13, 21, 22, 23, 24, 41, 43	11, 12, 22, 31, 43		24, 33	
御宿町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 41	31			21, 22, 23, 24, 32, 33, 34, 42, 43, 44, 45
鋸南町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45				5. 6. 41	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 21. 45		22. 23. 24. 31	

集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・布類 2円/kg 拠点回収団体のみ月500円加算	新聞3.4円/kg、雑誌・雑がみ5.0円/kg、 段ボール3.9円/kg、紙パック5.0円/kg、 布類10.9円/kg	28,900,050	53,068,486
銚子市	無				
市川市	有	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類、ビン（生ビン、雑ビン）、カン：3円/kg	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類：3円/kg ビン（雑ビン）、カン：33円/kg	13,240,521	48,129,690
船橋市	有	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、衣類（毛布を含む）、紙パック 3円/kg	単価方式ではなく、あらかじめ決めた必要経費と売上を比較し、不足分を補助する。	51,453,450円	112,694,918円
館山市	無				
木更津市	有	紙類・びん類・繊維類・金属類 単価3円/1kg	総回収量×2円/kg	3,873,356円	2,582,237円
松戸市	有	紙類:2円/1kg	紙類:1円/1kg	27,229,400円	13,614,700円
	有	空き缶:2円/1kg	空き缶:29.5円/1kg	2,455,712円	36,221,744円
	有	ガラスびん類:2円/1kg	ガラスびん類:29.5円/1kg	3,959,216円	58,398,425円
	有	ペットボトル:10円/1kg	ペットボトル:62円/1kg	14,118,200円	87,532,840円
野田市	有	繊維類 3円/kg	繊維類 6円/kg（4月～6/14） 10円/kg（6/15～）	繊維類 1,029,327円	繊維類 3,056,400円
	有	紙類 3円/kg	新聞 2円/kg、段ボール・紙パック4円/kg（4月～6/14）	紙類 9,975,540円	新聞・段ボール・紙パック 12,058,471円
	有	金属類 3円/kg	雑紙 2.5円/kg（4月～6/14） 6.5円/kg（6/15～）	金属類 1,161,468円	雑紙 6,678,075円
	有	生びん類 3円/kg	金属類 30円/kg	生びん類 173,823円	金属類 11,804,460円
	有	雑びん類 10円/kg	雑びん類 20円/kg	雑びん類 9,057,520円	雑びん類 18,249,900円
	有	空き缶 18円/kg	空き缶 24円/kg	空き缶 5,746,932円	空き缶 7,769,352円
	有	ペットボトル 5円/kg	ペットボトル 118円/kg	ペットボトル 1,462,795円	ペットボトル 34,845,990円
茂原市	有	1円/kg：新聞、雑誌、段ボール、ビン類、アルミ缶、スチール缶		64,233円	
成田市	有	10円/kg 紙類、衣類・布類、びん類、かん類、金属類、ペットボトル	4円/kg：紙類、衣類・布類、びん類、かん類、金属類 23円/kg：ペットボトル	18,432,020円	8,393,868円
佐倉市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古繊維・ビン・カン 3円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古繊維2円/kg	14,761,383円	9,795,296円
東金市	有	紙類 3円/kg以内（予算の範囲内による） 繊維類 10円/kg以内（予算の範囲内による）		952,105	
旭市	有	繊維類(布類)、紙類、金属類、ビン類、ペットボトル 1キログラム当たり5円	無	487,840円	無
習志野市	有	新聞、チラシ、雑誌、雑紙、段ボール、紙パック、スチール缶、アルミ缶、ビン、布類 4円/kg	同左	10,697,924円	10,710,228円
柏市	無				
勝浦市	無				

集団回収に対する助成等

市町村名	助成制度 の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
市原市	有	補助品目：鉄、非金属、新聞、雑誌、シュレツダー、ダンボール、紙パック、布類、生きビン、ペットボトル 単価：ペットボトルは10円/kg、それ以外は4円/kg	補助品目：左記と同様 単価：ペットボトルは25円/kg、古紙は5円/kg、それ以外は4円/kg	13,959,720円	18,715,683円
流山市	有	紙、布類、びん、金属類 一律8円／kgあたり	紙、布類 9円／kgあたり びん、金属類 12円／kgあたり	78,392,320円	94,332,330円
八千代市	有	新聞、雑誌、段ボール、衣類、アルミ缶 4円/kg	新聞、雑誌、段ボール、衣類、アルミ缶 4円/kg	7,962,244円	7,962,244円
我孫子市	無				
鴨川市	有	1円/kg 繊維類、紙類、金属類、ビン類	無	451,426	
鎌ヶ谷市	有	新聞・雑誌・ダンボール・布類：3円/kg 空きびん（カレット含む）・金属類（空き缶含む）：4円/kg	新聞・雑誌・ダンボール・布類・空きびん（カレット含む）・金属類（空き缶含む）：9円/kg	3,362,700円	9,097,830円
君津市	有	ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、生きびん 単価2円/kg	ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、生きびん 単価1円/kg	832,296円	417,490円
富津市	有	新聞・雑誌・段ボール・ウエス・アルミ缶（3円/kg）	品目は右に同じ（1円/kg）	1,864,482	619,297
浦安市	有	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 5円/kg	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 2円/kg	21,864,050	8,518,660
四街道市	有	牛乳パック5円、新聞・雑誌・段ボール5円、繊維類5円、びん類5円、金属類5円、ペットボトル20円/キロ 廃食油5円/リットル	助成金額の算定は単価方式によっていない。 （必要経費算出方法）	5,472,940円	5,715,317円
袖ヶ浦市	あり	繊維類、紙類、金属類、びん類、缶類、ペットボトル、廃食用油、ペットボトルキャップ 1kgあたり4円	なし	9,300,144円	なし
八街市	有	古紙、缶、ビン 各4円/kg		1,599,628円	108,000円
印西市	有	6円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、ペットボトル	2円/kg：紙類、繊維類、ビン類、金属類、ペットボトル	11,185,170	3,726,960
白井市	有	紙類、繊維類、瓶類、金属類、1kgあたり5円	紙類、繊維類、瓶類、金属類、1kgあたり0～5円	3,032,200円	1,675,252円
富里市	有	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、パッケージペーパー 布類、アルミ缶、一升びん、ビールびん 5円/kg	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、パッケージペーパー 布類、アルミ缶、一升びん、ビールびん 3円/kg	3,410,555円	2,133,354円
南房総市	無				
匝瑳市	有	繊維類、紙類、金属類及びビン類 各5円以内/kg（会計年度当たり限度額は、1団体につき200,000円）		1,203,115円	
香取市	有	紙類・繊維類 4円/kg、生びん 4円/本		4,182,124円	
山武市	有	紙類・繊維類・缶類・ペットボトル・白色トレイ	なし	1,672,023	0
いすみ市	無				
大網白里市	有	紙（新聞紙、雑誌、段ボール、飲料パック、雑紙など） ビン類・繊維類・金属類（アルミ缶・スチール缶） 各3円/kg	無	2,263,263円（平成28年度実績） 内訳 紙類 2,186,310円 繊維類 19,050円 ビン類 12,957円 アルミ缶 43,497円 スチール缶 1,449円	無
酒々井町	有	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ビン、金属、古繊維（3円/kg）	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ビン、金属、古繊維（2円/kg）	1,620,411円	1,084,534円
栄町	有	紙類：繊維類：金属類：ガラス・陶磁器類 4円/kg	4円/kg	3,252,616	3,252,616
神崎町	有	紙類・繊維類・金属類・ビン類 各3円/kg		241,521	
多古町	無				
東庄町	無				
九十九里町	有	紙類・繊維類・缶類・瓶類（3円/kg）		78,548円	
芝山町	有	紙	無し	131,265円	無し
横芝光町	有	紙類、繊維類、アルミ類、油類 各3円/kg 廃食用油 20円/ℓ		393,866円	
一宮町	無				
睦沢町	無				
長生村	無				
白子町	無				
長柄町	無				
長南町	無				
大多喜町	無				
御宿町	有	カン、ビン、古紙等資源物：3円/kg(上限35万円)		349,468円	
鋸南町	無				

集団回収の実施団体数等

実施していない場合は0で回答

市町村名	小学校等によるPTA等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	備考 (団体の概略)	実施団体数	回収量 (t)
千葉市	66	2,533 t	348	5,723 t	118	1,795 t	145	2,753 t	老人会、婦人会、管理組合、寮、社宅	677	12,804 t
銚子市	把握していない									－	－
市川市	25	444 t	69	1,548 t	41	708 t	154	1,714 t	マンション管理組合、高齢者クラブ、婦人会、他	289	4,414 t
船橋市			31	17,151 t			1	152 t		32	17,303 t
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 t
木更津市	13	412 t	21	419 t	15	356 t	8	104 t		57	1,291 t
松戸市	23	261 t	244	14,081 t	30	1,115 t	181	2,777 t	社宅・婦人会・管理組合等	478	18,234 t
野田市	5	7 t	360	5,602 t	1	20 t	2	2 t	老人クラブ・専門学校寮	368	5,631 t
茂原市	20	38 t	0	0 t	1	18 t	11	23 t	長寿会・婦人会等	32	79 t
成田市	31	655 t	88	760 t	30	233 t	11	195 t	老人クラブ、自立支援施設	160	1,843 t
佐倉市	12	516 t	108	3,517 t	89	804 t	6	83 t	NPO等	215	4,920 t
東金市	22	112 t	4	44 t	6	72 t	9	72 t	長寿会等	41	300 t
旭市	6	18 t	7	29 t	2	14 t	17	37 t	スポーツ団体・老人クラブ等	32	98 t
習志野市	38	325 t	85	2,149 t	10	203 t	0	0 t		133	2,677 t
柏市	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0	0 t
勝浦市	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t		0	0 t
市原市	82	964 t	83	1,020 t	46	360 t	60	965 t	婦人会・老人会・サークル等	271	3,309 t
流山市	10	169 t	233	9,514 t	4	104 t	1	12 t	婦人会	248	9,799 t
八千代市	28	882	31	613	5	79	25	417	マンション管理組合等	89	1,991 t
我孫子市	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0	0 t
鴨川市	12	262 t	5	16 t	15	95 t	8	78 t		40	451 t
鎌ヶ谷市	9	1,011 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t		9	1,011 t
君津市	12	301 t	2	3 t	0	0 t	10	72 t	婦人会、保護者友の会	24	376 t
富津市	13	477 t	2	61 t	5	18 t	3	66 t	障がい者施設、武道教室	23	622 t
浦安市	12	112 t	72	3,637 t	17	342 t	20	281 t	管理組合等	121	4,372 t
四街道市	7	21 t	12	240 t	24	344 t	29	432 t	学校、シニアクラブなど	72	1,037 t
袖ヶ浦市	8	265 t	0	0 t	2	8 t	6	492 t	事業所によるリサイクル活動等	16	765 t
八街市	13	90 t	30	128 t	8	33 t	7	149 t	シニアクラブ等	58	400 t
印西市	27	756 t	45	729 t	23	216 t	26	163 t	高齢者クラブ・部活動	121	1,864 t
白井市	13	218 t	12	260 t	2	5 t	11	124 t	福祉作業所	38	606 t
富里市	18	90 t	36	189 t	24	350 t	14	82 t	老人クラブ、NPO法人など	92	711 t
南房総市	把握していない									－	－
匝瑳市	11	159 t	3	43 t	3	5 t	6	36 t	匝瑳リトルシニア・エコクラブ・NPO法人WIT H・ガールスカウト千葉県 第98団・匝瑳サンズ・匝瑳 市商工会女性部	23	243 t
香取市	26	882 t	7	72 t	4	46 t	3	46 t		40	1,046 t
山武市	16	289 t	41	177 t	13	74 t	11	17 t	手をつなぐ親の会	81	557 t
いすみ市	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t		0	0 t
大網白里市	15	269 t	28	454 t	3	19 t	3	13 t	ボランティア、 福祉法人	49	755 t

集団回収の実施団体数等

実施していない場合は0で回答

市町村名	小学校等によるPTA等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	実施団体数	回収量 (t)	備考 (団体の概略)	実施団体数	回収量 (t)
酒々井町	5	9 t	32	233 t	11	151 t	19	149 t		67	542 t
栄町	6	64 t	18	701 t	2	27 t	2	22 t		28	814 t
神崎町	2	78 t	0	0 t	1	4 t	0	0 t		3	82 t
多古町	把握していない									-	-
東庄町	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0	0 t
九十九里町	2	8 t	0	0 t	5	18 t	0	0 t		7	26 t
芝山町	1	3 t	0	0 t	2	43 t	1	3 t	芝山町	4	49 t
横芝光町	9	127 t	0	0 t	0	0 t	1	3 t		10	130 t
一宮町	把握していない									-	-
睦沢町	把握していない									-	-
長生村	把握していない									-	-
白子町	把握していない									-	-
長柄町	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0	0 t
長南町	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t		0	0 t
大多喜町	把握していない									-	-
御宿町	1	6 t	5	102 t	1	17 t	0	0 t		7	125 t
鋸南町	0	0 t	0	0 t	0	0 t	0	0 t		0	0 t
計	619	12,832 t	2,062	69,214 t	563	7,696 t	811	11,534 t		4,055	101,276 t

集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。
（補助金交付や用具の貸出のみに関わっている。）

イ 把握していない

ウ 実施していない

エ その他（任意団体（自治会等）が排出したものを行政が収集・売却し住民に還元している。等）

市町村名	回答	その他の具体的内容（エの場合に記入）
千葉市	ア	
銚子市	イ	
市川市	ア	
船橋市	エ	回収業者がごみ収集ステーションから地区ごとに回収し、地区の回収量に応じて任意団体に有価物回収協力金を支給する。 回収業者には、必要経費の不足分を助成する。
館山市	イ	
木更津市	ア	
松戸市	ア	
野田市	エ	任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が野田市再資源化事業協同組合に収集委託し、住民に対して助成金として還元する。
茂原市	エ	任意団体が排出したものを行政が回収をおこない、回収量に応じて報奨金の交付を行っている。
成田市	エ	任意団体（自治会等）が排出したものを行政が収集・売却し住民に還元している。
佐倉市	ア	
東金市	ア	
旭市	ア	
習志野市	ア	
柏市	ウ	
勝浦市	ア	
市原市	ア	
流山市	ア	
八千代市	ア	
我孫子市	エ	行政が回収し、回収に必要な用具を自ら出し入れや管理をしている団体（資源回収登録団体）に補助金（再資源化事業促進奨励金）を交付している。
鴨川市	ア	
鎌ヶ谷市	ア	
君津市	ア	
富津市	ア	
浦安市	ア	
四街道市	ア	
袖ヶ浦市	ア、エ	ア… P T A 団体等の団体回収 エ…自治会の資源回収では、自治会が排出したものを、行政が収集・売却し、助成金として自治会に還元する。
八街市	ア	
印西市	ア	
白井市	ア	
富里市	ア	
南房総市	イ	
匝瑳市	ア	
香取市	ア	
山武市	ア	
いすみ市	ア	
大網白里市	ア	
酒々井町	ア	
栄町	ア	
神崎町	ア	
多古町	イ	
東庄町	ウ	
九十九里町	ア	
芝山町	ア	
横芝光町	ア	
一宮町	イ	
睦沢町	イ	
長生村	イ	
白子町	イ	
長柄町	ウ	町が P T A にゴミ拾いの協力依頼をし、町が委託したシルバー人材が回収・処理場への運搬を行っている
長南町	ウ	
大多喜町	イ	
御宿町	ア	
鋸南町	ウ	

ポイ捨て禁止条例の制定状況等

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
千葉市	有	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	有	有	0	平成23年1月1日
銚子市	無					
市川市	有	市川市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	有	無		平成15年9月22日
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無		平成16年3月31日
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無			平成10年3月31日
木更津市	有	木更津市まちをきれいにする条例	有	無		平成8年3月29日
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	有	有	24	平成15年12月19日
野田市	有	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	有	無		平成9年3月31日 (平成27年3月31日題名改称)
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	有	無		平成12年6月29日
成田市	有	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	有	無		平成8年12月27日
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無	無		平成15年3月14日
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無		平成12年12月27日
旭市	有	旭市環境美化推進に係る条例	有	無		平成17年7月1日
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無	無		平成14年12月27日
柏市	有	柏市ばい捨て等防止条例	有	有	155	平成9年3月28日
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無		平成14年9月26日
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無		平成9年3月18日
流山市	有	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	有	無		平成14年6月28日
八千代市	有	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	有	無		平成10年3月25日
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	有	有	1	平成9年6月26日
鴨川市	有	鴨川市まちをきれいにする条例	有	無		平成17年2月11日
鎌ケ谷市	有	鎌ケ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無			平成17年9月30日
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月31日
富津市	有	富津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月27日
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無	無		平成9年3月31日
四街道市	有	四街道市まちをきれいにする条例	有	無		平成11年3月30日
袖ケ浦市	有	袖ケ浦市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月28日
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	有	無		平成10年11月1日
印西市	有	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	有	無		平成19年9月21日
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無		平成14年9月24日
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無		平成12年3月27日
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無	無		平成18年3月20日
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無		平成18年1月23日
香取市	有	香取市環境美化条例	無			平成18年3月27日
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無		平成18年3月27日
いすみ市	有	いすみ市環境保全条例（第52条空き缶等の投げ捨て禁止）	有	無		平成17年12月5日
大網白里市	有	大網白里市まちをきれいにする条例	有	無		平成22年3月23日
酒々井町	無					
栄町	無					
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無		平成13年12月18日
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	無			平成12年12月20日
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	無		平成10年3月12日
九十九里町	有	九十九里町環境美化条例	有	無		平成25年3月25日
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	有	0	平成13年6月18日
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無		平成19年3月15日
一宮町	有	一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例	有	無		平成27年3月16日
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無		平成10年6月26日
長生村	無					
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	無	無	0	平成8年6月14日
長柄町	無					
長南町	無					
大多喜町	無					
御宿町	有	御宿町きれいな海浜環境を守る条例	有	無		平成6年9月27日
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無		平成6年12月8日

一般廃棄物等の不法投棄の状況等

※量は推計値を含む。

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
千葉市	2,175	250 t	不明	不明	不明	不明	2,680	261 t	不明	不明	不明	不明
銚子市	不明	不明	0	0 t	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
市川市	3,150	523 t	不明	不明	不明	不明	3,150	523 t	不明	不明	不明	不明
船橋市	891	48 t	不明	不明	不明	不明	891	48 t	0	0 t	0	0 t
館山市	28	不明	0	0 t	28	不明	28	不明	0	0 t	0	0 t
木更津市	317	不明	0	0 t	317	不明	220	5 t	0	0 t	97	不明
松戸市	370	39 t	不明	不明	不明	不明	370	39 t	不明	不明	不明	不明
野田市	0	0 t	1,276	90 t	1,276	90 t	1,276	90 t	0	0 t	0	0 t
茂原市	140	5 t	2	2 t	142	7 t	142	7 t	0	0 t	0	0 t
成田市	1,049	34 t	0	0 t	1,049	34 t	1,049	34 t	0	0 t	0	0 t
佐倉市	395	54 t	0	0 t	395	54 t	395	54 t	0	0 t	0	0 t
東金市	不明	不明	226	16 t	不明	不明	226	16 t	0	0 t	0	0 t
旭市	63	58 t	不明	不明	不明	不明	64	60 t	不明	不明	不明	不明
習志野市	48	3 t	0	0 t	48	3 t	48	3 t	0	0 t	0	0 t
柏市	0	0 t	231	16.8 t	231	16.8 t	231	16.8 t	0 t	0 t	0 t	0 t
勝浦市	124	15 t	16	5 t	140	20 t	140	20 t	0	0 t	0	0 t
市原市	1,885	不明	0	0t	1,885	不明	1,852	64t	0	0t	33	不明
流山市	840	44 t	0	0 t	840	44 t	840	44 t	0	0 t	0	0 t
八千代市	518	不明	4	不明	522	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
我孫子市	120	8 t	0	0 t	120	8 t	120	8 t	0	0 t	0	0 t
鴨川市	37	9 t	19	5 t	56	14 t	56	14 t	0	0 t	0	0 t
鎌ヶ谷市	229	38 t	0	0 t	229	38 t	229	38 t	0	0 t	0	0 t
君津市	77	4 t	3	不明	80	不明	78	4 t	0	0 t	2	不明
富津市	116	5 t	0	0 t	116	5 t	116	5 t	0	0 t	0	0 t
浦安市	0	0 t	258	不明	258	不明	257	不明	0	0 t	1	不明
四街道市	83	不明	1	不明	84	不明	84	不明	0	0 t	0	0 t
袖ヶ浦市	92	不明	2	不明	94	不明	62	5t	0	0t	32	不明
八街市	0	0 t	74	15 t	74	15 t	74	15 t	0	0 t	0	0 t
印西市	71	不明	20	不明	91	不明	91	不明	0	0 t	0	0 t
白井市	130	27 t	0	0 t	130	27 t	130	27 t	0	0 t	0	0 t
富里市	60	6 t	10	5 t	70	11 t	70	11 t	0	0 t	0	0 t
南房総市	126	5 t	1	1 t	127	6 t	127	6 t	0	0 t	0	0 t
匝瑳市	80	17 t	0	0 t	80	17 t	80	17 t	0	0 t	0	0 t
香取市	213	不明	7	不明	220	不明	211	不明	3	不明	6	不明
山武市	106	不明	17	不明	123	不明	123	不明	0	0 t	0	0 t
いすみ市	18	不明	0	0 t	18	不明	18	不明	0	0 t	0	0 t
大網白里市	98	1 t	26	0 t	124	1 t	117	不明	7	不明	0	0 t

一般廃棄物等の不法投棄の状況等

※量は推計値を含む。

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了		一部着手		未着手	
	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)	件数	※量 (t)
酒々井町	95	35 t	0	0 t	95	35 t	95	35 t	0	0 t	0	0 t
栄町	21	1 t	0	0 t	21	1 t	21	1 t	0	0 t	0	0 t
神崎町	13	1 t	2	1 t	15	2 t	15	2 t	0	0 t	0	0 t
多古町	37	不明	5	不明	42	不明	38	不明	3	不明	1	不明
東庄町	4	1 t	3	2 t	7	3 t	5	1 t	0	0 t	2	2 t
九十九里町	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
芝山町	7	不明	3	不明	10	不明	10	不明	0	0 t	0	0 t
横芝光町	26	不明	3	不明	29	不明	28	不明	1	不明	0	0 t
一宮町	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
睦沢町	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
長生村	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
白子町	13	1 t	3	0 t	16	1 t	16	1 t	0	0 t	0	0 t
長柄町	30	2 t	6	1 t	36	3 t	36	3 t	0	0 t	0	0 t
長南町	3	不明	2	不明	5	不明	5	不明	0	0 t	0	0 t
大多喜町	45	4 t	11	1 t	56	5 t	56	5 t	不明	不明	不明	不明
御宿町	12	11 t	0	0 t	12	11 t	12	11 t	0	0 t	0	0 t
鋸南町	17	不明	0	0 t	17	不明	17	不明	0	0 t	0	0 t
計	13, 972	1, 151	2, 231	143	9, 328	454	15, 999	1, 308	14	0	174	2

一般廃棄物等の主な不法投棄場所等

市町村名	不法投棄された場所													
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）					
									①	②	③	④	⑤	
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○						
銚子市	○	○		○	○	○	○	○						
市川市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地	水路			
船橋市	○	○	○	○			○	○						
館山市	○	○		○	○				ごみ搬出場所					
木更津市	○	○	○	○	○	○	○							
松戸市	○			○	○				市管理地					
野田市	○	○	○	○	○		○		公園					
茂原市	○	○		○	○		○	○						
成田市				○					ごみ集積所					
佐倉市	○	○	○	○	○		○	○						
東金市				○	○									
旭市	○			○	○	○			市有地	公園	ゴミステーション			
習志野市				○					ごみ集積所					
柏市	○	○		○	○									
勝浦市	○	○		○	○	○		○	山林					
市原市	○	○	○	○	○		○	○	公園					
流山市	○	○		○	○		○	○						
八千代市	○	○	○	○	○		○	○	区画整理事業地内	店舗の駐車場	公園緑地			
我孫子市		○		○	○		○	○						
鴨川市	○	○		○	○	○	○	○						
鎌ヶ谷市	○			○				○						
君津市	○	○		○	○		○	○						
富津市	○	○	○	○	○	○	○	○	公共用施設内	公園	ごみステーション			
浦安市			○	○	○		○	○						
四街道市	○	○		○										
袖ヶ浦市	○	○		○	○			○	公園					
八街市	○	○		○			○	○	ごみ置き場					
印西市	○	○		○	○		○	○						
白井市	○	○		○			○	○	ごみ集積所					
富里市	○	○	○	○	○		○	○						
南房総市	○	○		○	○	○								
匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	ごみステーション					
香取市	○	○		○	○		○	○	J R 高架下					
山武市				○										
いすみ市				○										
大網白里市	○	○		○	○	○	○	○	集積所	公民館	用水路			

一般廃棄物等の主な不法投棄場所等

市町村名	不法投棄された場所													
	山林	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）					
									①	②	③	④	⑤	
酒々井町				○					ごみ集積所					
栄町				○										
神崎町				○					堤防	水路				
多古町	○	○		○	○			○						
東庄町	○	○	○	○	○									
九十九里町				○					公共用地	河川敷	用水路			
芝山町				○										
横芝光町	○	○		○	○	○	○	○	ごみステーション					
一宮町	○			○		○		○						
睦沢町	○	○		○					ため池					
長生村				○	○	○		○	ごみ集積所					
白子町				○	○		○							
長柄町	○			○	○			○						
長南町	○			○				○						
大多喜町	○	○		○	○			○						
御宿町	○			○	○	○								
鋸南町	○			○	○			○						

不法投棄されたごみの種類等

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○	○	○	○		○		引越し等の際に出 た生活品類				
市川市	○	○	○	○		○		未分別家庭ごみ	消火器			
船橋市	○	○	○	○		○						
館山市	○	○	○	○			○	建築廃材	ビニール類	可燃ごみ		
木更津市	○	○	○	○		○	○(部品)	消火器	浴槽	コンガラ		
松戸市	○	○	○	○	○	○	○	未分別ごみ	パソコン	車の部品	消火器	塗料
野田市	○	○	○	○	○	○		生活ゴミ	消火器	バッテリー	耐火金庫	ボンベ
茂原市	○	○	○	○		○		廃プラ破碎ごみ				
成田市	○	○	○	○		○						
佐倉市	○	○	○	○		○		生活ごみ				
東金市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ	建築廃材	自動車部品		
旭市	○	○	○	○	○	○		生活系ごみ	缶・ビン	雑誌類	衣類	
習志野市	○	○	○	○		○						
柏市	○	○	○	○	○	○		雑ごみ	消火器	ガスボンベ		
勝浦市	○	○	○	○	○	○		家庭ゴミ	缶・ビン・ペットボ トル			
市原市	○	○	○	○	○	○	○	可燃物一般	不燃物一般	建築廃材	雑誌・新聞	
流山市	○	○	○	○	○	○						
八千代市	○	○	○	○	○	○		一般家庭ごみ	コンクリートがら	事業系一般廃 棄物		
我孫子市	○	○	○	○				消火器	畳	コンクリがら		
鴨川市	○	○	○	○	○	○		家庭ゴミ	建築廃材			
鎌ヶ谷市	○	○	○	○	○	○						
君津市	○	○	○	○		○		生活ごみ	雑誌・新聞	衣類	びん・缶	せん定枝
富津市	○	○	○	○		○		家庭ごみ	家具、布団類	建設廃材、木材		
浦安市	○	○	○	○	○	○						
四街道市	○	○	○	○				生活系ごみ	建築廃材	寝具		
袖ヶ浦市	○	○	○	○		○						
八街市	○	○	○	○		○		生活系ごみ				
印西市	○	○	○	○		○						
白井市	○	○	○	○		○		モーター	エンジン	スプリング入 りマットレス	コンクリート ガラ	
富里市	○	○	○	○		○		建築廃材	自動車部品	布団	可燃ごみ	不燃ごみ
南房総市	○	○	○	○		○		バッテリー				
匝瑳市	○	○	○	○		○		生活系ごみ	缶・ビン類			
香取市	○	○	○	○		○						
山武市	○	○	○	○		○						
いすみ市	○	○	○	○		○						
大網白里市	○	○	○	○	○	○		可燃ごみ	家電以外の不 燃ごみ	建築廃材	碎石	

不法投棄されたごみの種類等

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (４品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
酒々井町	○	○	○	○		○		カン	ビン	コンビニ袋	弁当容器	雑誌
栄町	○	○	○	○								
神崎町			○	○		○		建築廃材	毛布	家庭ごみ		
多古町	○	○	○	○				可燃ごみ				
東庄町	○	○	○	○		○		家庭ごみ	野菜くず			
九十九里町	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ	消火器	ガスボンベ	塗料缶	がれき類
芝山町			○	○				木片	布団	家具		
横芝光町	○	○	○	○		○		生活系ごみ	缶・ビン・ ペットボトル	布類		
一宮町	○		○	○	○	○						
睦沢町			○	○		○		新聞紙	ペットボトル			
長生村	○	○	○	○		○		家庭ごみ				
白子町	○		○	○				生活ゴミ	ガスボンベ	布団	陶器等	
長柄町	○	○	○	○	○			家庭ゴミ				
長南町	○			○								
大多喜町		○	○	○								
御宿町	○	○	○	○		○		ベビーカー	スキー板	折り畳みテーブル	三輪車	折り畳みイス
鋸南町	○	○		○		○						

不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
千葉市	無	
銚子市	無	
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	空地等の管理者による投棄防止措置の実施（第37条）、廃棄物の投棄の禁止・市による未然防止措置の実施（第38条）
船橋市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地等の適正管理
館山市	①館山市不法投棄監視員制度設置要綱 ②館山市まちをきれいにする条例 ③館山市法定外公共物管理条例 ④安心・安全な館山市の海水浴場の確保に関する条例	①不法投棄監視員設置に関する要綱 ②空き缶、釣り具及び吸い殻等の投棄行為の禁止等 ③市内における法定外公共物（道路法の適用を受けない道路等）への投棄行為の禁止 ④市内海水浴場でのごみ投棄の禁止
木更津市	①木更津市まちをきれいにする条例 ②木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱 ③木更津市不法投棄監視員制度設置要綱 ④木更津市不法投棄防止対策に係る資材支給事務取扱要領	①雑草処理対策本部の設置やポイ捨ての禁止等を定め、不法投棄されにくい環境を目指し、未然防止に努める。 ②往来の少ない地域における不法投棄監視強化のため、監視カメラを設置し、不法投棄の未然防止や増加防止に努める。 ③2年任期で15名の監視員を選出し、各地域の不法投棄の監視パトロールを実施し、毎月の状況報告をしてもらう。 ④不法投棄が絶えない公共用地に接している土地所有者に、不法投棄防止対策に係る資材（杭・番線・看板）を現物支給している。
松戸市	無	
野田市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	生活環境を損ねる物の放置等を防止することにより、生活環境の保全や環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の的確な現状把握、災害発生・自然環境破壊のおそれのある不法投棄等の未然防止及び快適な生活環境を確保することを目的に、20歳以上の市民へ不法投棄監視員として、地域内パトロール・不法投棄の通報、不法投棄等の防止政策に協力することを目的とした委嘱を行なっている。
成田市	成田市廃棄物不法投棄監視員設置規則	不法投棄の現状を的確に把握するため、市が監視員を委嘱し、不法投棄等の未然防止活動を実施。
佐倉市	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地、建物の清潔保持・公共の場所を汚すことの禁止・空き容器等の散乱防止
東金市	①東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 ②東金市不法投棄監視員設置要綱 ③東金市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱	①空缶類等の投棄行為等の禁止等、自動車等の放置行為の禁止等。 ②市内における廃棄物等の不法投棄等の現状を市民の自発的な活動によりの確に監視するため、その活動について申出のあった市民を東金市不法投棄監視員として登録する。 ③市が廃棄物の不法投棄対策として使用する監視カメラの設置及び運用並びにその画像の管理。
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等を未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」（第38条第1項）
柏市	柏市不法投棄対策条例	不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、本市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、柏市不法投棄対策協議会の設置、不法投棄をしている者等に対する勧告その他必要な事項を定めることにより、本市の環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空き缶類、廃品類等の投棄行為及び自転車等の放置行為の禁止、ゴミ集積所の清潔保持、空地等の適正管理
市原市	・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 ・市原市一般廃棄物処理手数料減免等の運用に関する基準 ・市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱 ・市原市不法投棄監視委員制度に関する要綱	・投棄の禁止（第7条）、清潔の保持（第8条）、土地の管理（第10条）、手数料の減免（第29条） ・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第29条に規定する手数料の減免に関する「その他特別な理由」に該当するものを定めたもの。不法投棄ごみについて、不法投棄されたものと判断出来る場合、処理手数料を減免する。 ・廃棄物の不法投棄が多発する地域において、生活環境の保全を図るために住民自ら組織した団体が行う廃棄物の不法投棄の監視活動に対し、その経費の一部を予算の範囲内で交付する。 ・市内各地に住民からなる監視委員を配置し、不法投棄の監視及び報告を行うことで、不法投棄の防止や早期発見による快適な生活環境の保全を目的とする。任期は1年、定員は35人。
流山市	無	
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	事業者等の責務、立入検査、原状回復命令及び罰則、通報者への報償金
我孫子市	我孫子市不法投棄監視委員制度設置要綱	市内在住の市職員50名以内で構成され、不法投棄の監視、通報等を行う。
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員制度に関する規則	不法投棄を防止するため市内各地に監視員を設置する。
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	公共の場所の清潔の保持（第36条）、土地、建物の清潔の保持（第37条）、空き地等の管理（第38条）、投棄の禁止等（第39条）
君津市	君津市環境監視員設置要綱 君津市不法投棄監視員設置要綱	廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋め立て、焼却行為等を未然に防止するための環境監視員設置に関すること。 市内各地域の不法投棄の現状を把握し、未然防止を図るための不法投棄監視員設置に関すること。
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内各地域の不法投棄の現状を的確に把握するため
浦安市	無	
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	市は、市内における土砂等の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、土砂等の不法投棄等監視員を設置する。

不法投棄対策に係る条例や要綱等

市町村名	条例名	内容
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱 袖ヶ浦市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱	・市内の不法投棄等の現状を的確に把握するため、不法投棄等に関する情報の提供、状況の報告等を行う不法投棄監視員の設置について定めているもの。 ・不法投棄の未然防止及び不法投棄の原因者を把握するための監視カメラの設置及び運用並びに画像の適正な管理に関して定めているもの。
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	市内における廃棄物等の不法投棄を的確に把握し、災害の防止及び市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする
印西市	印西市廃棄物減量等推進員設置要綱	推進員による不法投棄等に関する監視、市への通報、防止策等への協力
白井市	白井市生活環境指導員の設置等に関する要綱	廃棄物の不法投棄を市に報告、市が実施する不法投棄の防止策への協力
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例 南房総市不法投棄監視員設置要綱 南房総市不法投棄防止監視カメラの運用等に関する要綱	市民、旅行者、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進する。 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、南房総市不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。 道路沿いや農地、山林等人目につかないところへの不法投棄を抑制するために設置する監視カメラの、設置場所や運用、撮影画像等の取り扱いについて定めたもの。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則	自然環境の破壊のおそれのある廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置。
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。
山武市	無	
いすみ市	いすみ市環境保全条例 いすみ市不法投棄監視員制度設置要綱	公共の場所、山林及び空地等に廃棄物を不法に投棄してはならない。 地域内をパトロールし、廃棄物等を市に通報する。
大網白里市	大網白里市廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きを未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
酒々井町	酒々井町廃棄物及び残土の不法投棄監視員設置要綱	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄町	栄町不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
多古町	多古町不法投棄監視員設置要綱	町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、多古町不法投棄監視員（以下「監視員」という。）を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東庄町	①東庄町不法投棄監視員設置要綱 ②東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	①不法投棄を未然に防ぐ ②不燃物置場、リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区（以下「実施区」という。）に補助金を交付する。
九十九里町	九十九里町環境美化条例	町民等は、公園、広場、海水浴場、道路、河川その他の公共の場所（以下「公共用地等」という。）並びに他人の土地にごみ等を投棄してはならない。
芝山町	芝山町不法投棄監視員制度設置要綱	町から委嘱を受けた監視員が担当地域のパトロールを定期的に行う。
横芝光町	横芝光町不法投棄監視委員要綱	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の防止を図り、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的として、不法投棄監視員を置く。
一宮町	一宮町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
睦沢町	睦沢町不法投棄監視員制度設置要綱	町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、睦沢町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
長生村	長生村不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	不法投棄を防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するために、町民より不法投棄監視員を設置し、環境行政の効果的な推進を図る。
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置に関する要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため不法投棄監視員を設置し、町民の快適な生活環境の保全を行う。
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	町内における、ごみ、残土等の不法投棄の防止、発見及び通報
御宿町	無	
鋸南町	不法投棄監視員設置要綱	町内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄の現状を的確に把握するため監視員を設置する。 災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
千葉市	不燃ごみ（金属類）、缶、古紙等	パトロール及び定点監視	有	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	平成23年4月1日	有	20万円以下の罰金
銚子市	新聞類・カン・ペットボトル	通報を受け現場へ駆けつけるため、抜き取り行為を確認することが困難な状況。	有	銚子市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第10条3	S47. 3. 30	無	
市川市	資源物（新聞・雑誌）	警察及び直営のパトロールの強化啓発（啓発シール・資源旗）	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H15. 12. 10	有	5万円以下の過料
船橋市	新聞、雑誌等	「抜き取り禁止」プレート・張り紙・パトロール	有	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成20年3月31日	有	事実の公表
館山市	無		無				
木更津市	容器包装プラスチック、びん・カン・ペットボトル、新聞、	ごみ排出場所の早朝パトロール	有	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	2013/4/1	有	20万円以下の罰金
松戸市	新聞、雑誌、缶、ビン等	職員による早朝パトロールを実施	有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成17年4月1日	有	50,000円以下の過料
野田市	紙類・缶・ペットボトル	資源物持ち去りパトロール	有	野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成27年6月29日改正	有	30万以下の罰金または窃盗罪
茂原市	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
成田市	紙類	集団回収の際は、回収時にできる限り立会いをお願いしている。	無				
佐倉市	無		有	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成10年3月31日	有	20万円以下の罰金
東金市	缶、布類、ダンボール	持ち去り禁止についての条例改正を検討し、条例に基づいた指導等を実施して行く。（平成29年6月条例改正済）	無				
旭市	古紙	たて看板の設置 パトロール 広報紙、ホームページによる周知	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年7月1日	無	
習志野市	新聞、雑誌、段ボール、金属類	パトロール、警告看板設置	有	習志野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成5年12月24日 ※平成21年9月30日（改正）	有	20万円以下の罰金
柏市	粗大（鉄）古紙・古布	・「持ち去り禁止」プレートの掲示 ・パトロールの実施 ・広報紙等によるPR ・行為者への指導・警告	有	柏市廃棄物処理清掃条例	平成5年3月30日	有	20万円以下の罰金
勝浦市	無		有	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H19. 12. 25	無	
市原市	資源物 不燃物	パトロールの実施 資源物持ち去り禁止ステッカーの貼付等による啓発	有	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H21. 7. 1	有	20万円以下の罰金
流山市	古紙	週に一度のリサイクルステーションパトロール。減量等推進員への立ち番のお願い。	有	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成21年4月1日	有	20万円以下の罰金
八千代市	紙類、缶、小型家電製品等	・定期パトロールの実施 ・重点パトロールの実施（通報があった地域）	有	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H5. 12. 24制定 H21. 6. 26禁止項目追加	有	過料（50,000円以下）
我孫子市	古紙類 金属類	パトロール、看板の貸与、通報の呼びかけ	有	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	2005/3/30（改定）	有	20万以下の罰金
鴨川市	無		無				
鎌ヶ谷市	無		無				
君津市	無	通報等に基づき、随時パトロールを実施	無				
富津市	無		無				
浦安市	新聞・雑誌・段ボール	パトロール・ホームページ・パンフレットにて排出時間を周知している。	有	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成19年4月1日	有	20万円以下の罰金
四街道市	紙類	通報に基づき、随時パトロールを実施	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	2005/4/1	無	
袖ヶ浦市	紙類・びん類・缶類	パトロール	なし				
八街市	無		有	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H22. 3. 24	有	20万円以下の罰金
印西市	無		有	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年12月21日	無	
白井市	古紙	・資源回収車への横断幕、GPSによる抜き取り調査	無			無	
富里市	アルミ缶	貼り紙、パトロール	無				
南房総市	無		無				
匝瑳市	無		無				
香取市	無		無				
山武市	無		有	山武都市環境衛生組合持ち去り防止要綱	H19. 10. 25	無	
いすみ市	無		無				
大網白里市	無		無				
酒々井町	無		無			無	
栄町	無		無				
神崎町	無		無				
多古町	無		無				
東庄町	無		無				
九十九里町	カン	パトロールの実施	無				
芝山町	無		有	山武都市環境衛生組合持ち去り防止要綱	2007/10/25	無	
横芝光町	無		有	山武都市環境衛生組合持ち去り防止要綱	平成19年10月25日	無	
一宮町	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
睦沢町	無		有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
長生村	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
白子町	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
長柄町	無	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
長南町	缶・粗大ごみ・古紙	パトロール	有	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H22. 2. 16	有	20万円以下の罰金
太多喜町	無		無			無	
御宿町	無		無			無	
鋸南町	無		無				

埋立処分の状況

※「区分」欄には次のア～ウのいずれかを入力。

- ア 全量自区域内で埋立処分している
- イ 一部を自区域外で埋立処分している
- ウ 全量自区域外で処理している

市町村名	区分	自区域内処分量	自区域外処分量		合計
			県内埋立処分	県外埋立処分	
千葉市	ア	20,562 t			20,562 t
銚子市	イ	2,967 t			2,967 t
市川市	ウ		8,193 t	6,539 t	14,732 t
船橋市	ウ			9,733 t	9,733 t
館山市	イ	423 t		1,950 t	2,373 t
木更津市	ウ			1,841 t	1,841 t
松戸市	ウ		571 t	14,532 t	15,103 t
野田市	ウ		960 t	1,382 t	2,342 t
茂原市	イ	3,707 t		877 t	4,584 t
成田市	ウ		1,745 t	1,862 t	3,607 t
佐倉市	イ	1,300 t	722 t	812 t	2,834 t
東金市	ア	433 t			433 t
旭市	ア	2,834 t			2,834 t
習志野市	ウ			1,551 t	1,551 t
柏市	ウ	0 t		13,909 t	13,909 t
勝浦市	ウ			754 t	754 t
市原市	イ	5,140 t		20 t	5,160 t
流山市	ウ		4,916 t	3,683 t	8,599 t
八千代市	ア	2,314 t			2,314 t
我孫子市	ウ		4,474 t	3,424 t	7,898 t
鴨川市	イ	85 t	300 t	21 t	406 t
鎌ヶ谷市	ウ			2,536 t	2,536 t
君津市	ウ			913 t	913 t
富津市	イ	452 t		117 t	569 t
浦安市	ウ			3,916 t	3,916 t
四街道市	ウ		1,872 t	589 t	2,461 t
袖ヶ浦市	ウ			628 t	628 t
八街市	ア	1,300 t			1,300 t
印西市	ア	1,134 t			1,134 t
白井市	ア	731 t			731 t
富里市	ウ		723 t	588 t	1,311 t
南房総市	イ	845 t	913 t	100 t	1,858 t
匝瑳市	ア	438 t			438 t
香取市	ア	4,244 t			4,244 t
山武市	イ	979 t	6 t		985 t
いすみ市	ア	508 t			508 t
大網白里市	ア	1,173 t			1,173 t
酒々井町	イ	24 t	113 t	127 t	264 t
栄町	ア	216 t			216 t
神崎町	ア	326 t			326 t
多古町	ア	155 t			155 t
東庄町	ア	646 t			646 t
九十九里町	ア	170 t			170 t
芝山町	イ	375 t	1 t		376 t
横芝光町	イ	488 t	3 t		491 t
一宮町	イ	470 t		104 t	574 t
睦沢町	イ	201 t		42 t	243 t
長生村	イ	376 t		82 t	458 t
白子町	イ	383 t		87 t	470 t
長柄町	イ	262 t		61 t	323 t
長南町	イ	220 t		44 t	264 t
大多喜町	ウ			289 t	289 t
御宿町	ウ			3 t	3 t
鋸南町	イ	355 t		59 t	414 t
合計		56,236 t	25,512 t	73,175 t	154,922 t

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー （掲示板等）に 住民が不要に なった物の情報 を掲示し、住民 同士の情報交換 の場を設けてい る	2. HPや広報等 で、地域内のリ ユースショップ の情報をお知ら せしている	3. 市町村で回収 した後に、リ ユースショップ 等に売却してい る	4. 市町村で回収 した後に、自ら （委託を含む） 修理し、販売し ている	5. 市町村自らが フリーマーケッ トやバザーを開 催している	6. その他	7. 実施し ていない	内 容 （インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入）	住民への周知方法	住民の利用状況 （情報登録数、売 却・販売件数等の 指標となる具体的 な数値を記入） ※把握していない 場合は“－”
千葉市	○	○						○リサイクル情報コーナー http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-recorner.html ○千葉市リサイクルショップガイド http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-reshop-top.html	市HPや啓発ちらし への掲載	リサイクル情報 コーナー実績（平 成28年度） ・譲ります： 登録件数770件、 成立件数212件、 成立率27.5% ・希望します： 登録件数189件、 成立件数24件、 成立率12.7%
銚子市						○		衣類・布類の無料回収	町内回覧・広報に 掲載及び市内大型 食料品店にポス ターを掲示	10月～12月にか け、市内3箇所にて 拠点回収を行 い、約22 tを回収 した。
市川市	○	○	○					・市公式webページにて市川市近郊にあるリユースショップの一覧を掲載して いる。（http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1111000153.html） ・リユース可能な大型家具やベビー用品を公益財団法人市川清掃公社に無償引 渡し、リサイクルプラザ市川（清掃公社運営）で販売している。（リサイクル プラザ市川HP http://www.i-sk.or.jp/plaza_top）	市公式webサイト への情報掲載	リサイクルプラザ 市川 来館者数 4,292人 販売 店数 1,237点
船橋市							○			
館山市							○			
木更津市							○			
松戸市		○						松戸市リユースショップガイド http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/recycle/shop.htm 1	市のホームページ にリユースショッ プ14店舗の情報を 掲載している。	把握していない。
野田市	○					○		1. のだ市報によるリサイクル情報コーナーの掲載（不用品の再利用。希望者は 直接提供者と交渉する。） http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kankyo/gomi/1000616.html 6. リサイクル展示場を開設し（月・火休み）提供している。	1. のだ市報や市 ホームページに掲 載 6. 野田市ごみの出 し方資源の出し方 にリサイクル展示 場についてを掲載 している	1. 把握していない 6. 来庁者 5,389 人 抽選参加者 2,370人
茂原市							○			
成田市				○	○			本市の施設に搬入された自転車については、部品の整備・交換を行う。また、 市民から引き取った木製家具類については、汚れを落とすなどの補修を行う。 これらの再生品は、月に1回希望者で抽選を行い、販売している。	広報紙	自転車463台、家 具783点、売却金 3,403,000円
佐倉市	○			○				1. 佐倉市消費生活センターで実施。市の広報紙に掲載。 2. 佐倉市、酒々井町清掃組合に搬入された自転車や家具類の状態の良いものを 修理・清掃して販売している。 （URL⇒http://www.ss-seisou.jp/010_sonohoka/010_007risaikuru.html）	1. 市の広報紙 2. 佐倉市、酒々井 町清掃組合のホー ムページ	1. 把握していない 2. 販売件数（普通 自転車 346台、 家具類 338個）

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況 (情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入) ※把握していない場合は“－”
東金市	○	○						リサイクル掲示板 → http://www.city.togane.chiba.jp/0000001069.html リサイクルショップガイド → http://www.city.togane.chiba.jp/0000001053.html	市のホームページにて周知、市役所のロビーに掲示板を設置	リサイクル掲示板情報登録数（譲ります41件、求めます7件）
旭市	○							旭市リサイクル情報提供事業（H20.4.1から実施） 一般家庭において不用となった生活用品の譲渡を希望する市民に対し、その情報交換の場として、市役所本庁及び各支所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。 市民からリサイクル用品の譲渡又は譲受けの申し込みがあったら「リサイクル登録カード」に記載していただき、登録カードに基づき情報リストを作成し、リサイクル情報コーナーへ掲示する。リサイクル用品の譲渡に必要な連絡、価格交渉、引渡し等は、リサイクル希望者が直接行う。	市ホームページ、市広報紙へ掲載	平成28年度 情報登録件数1件
習志野市	○			○				http://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gomi/recycleplaza/index.html	ホームページによる周知	情報コーナー登録件数 24件 再生品販売数 1,581点 イベント等への再生品提供数 88点
柏市	○			○	○			”【不用品交換情報ボード】柏市リサイクルプラザリボン館（3R啓発施設）に「ゆずります・ゆずってくださいボード」を設置。 譲渡及び譲受希望者が申込みをし、それぞれ掲示板に紙を貼ることでマッチングを促す仕組み。 http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/yuzurimasu.html 【リサイクル家具・自転車の販売】粗大ごみとして回収された家具及び撤去自転車を修理して販売。 http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p002488.html 【フリーマーケット】柏市リサイクルプラザリボン館と共催で出店者を事前に募りフリーマーケットを開催。”□	柏市公式ウェブサイト、市広報、課公式ツイッター	平成28年度実績 【不用品交換情報ボード】譲渡希望10件、譲受希望0件 【家具・自転車】家具49件・自転車111件 【フリーマーケット】2回開催、参加者950名
勝浦市	○							不用品を有効活用し、ごみの排出抑制を推進するため、家庭で不用となった生活用品の譲渡希望者や譲受希望者を募集する。希望者は市に登録してもらう。不用品に関する情報は市のホームページや市役所、集会所などの掲示板に掲載。不用品の受渡に係る交渉は当事者間で行う。 http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29325	ホームページ・広報誌等	情報登録数：0
市原市	○				○			・不用品情報交換 https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouhi_simin/syouhi_plaza/p_e_62.html	市広報誌、ホームページにより周知	把握していない
流山市		○		○	○			・リサイクル推進店を市のホームページに掲載 http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002401/1002486/1002493.html ・再生品の販売を市のホームページに掲載 http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002401/1002486/1002487.html	広報・ホームページ	家具：457件 自転車：150件
八千代市	○					○		申込方法、不用品内容等については市ウェブページに記載。具体的な写真等については掲載していない。 http://www.city.yachiyo.chiba.jp/121000/page000001.html	広報紙、市ウェブページ、庁舎内掲示板	情報掲示件数：185件、取引件数：84件

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内 容 （インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入）	住民への周知方法	住民の利用状況 （情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
我孫子市	○			○				市の広報誌やHPに情報を掲載 ・不用品情報コーナー http://www.abiko-fureaikoubou.com/fuyouhin1.html ・フリーマーケットの開催（イベント情報） http://www.abiko-fureaikoubou.com/event1.html ・リサイクル家具情報 http://www.abiko-fureaikoubou.com/kagu2.html	市の広報、ホームページ	・不用品情報コーナー 広報誌に毎月（年12回）掲載 掲載件数“把握していない” ・フリーマーケット 来場者185名 販売件数“把握していない” ・リサイクル家具の販売 販売点数“把握していない” ・フリマ含むイベント来場者数648人
鴨川市					○				市広報誌、フリーマーケットガイド誌への掲載	H28年度実績 ・21団体の参加、2,500名程度の来客
鎌ヶ谷市	○			○	○			1 広報紙に「ゆずりたいもの・希望するもの」をリサイクル情報として掲載。掲載後は市民間で調整を行い、交渉が成立したときのみ市に報告。 4 毎年開催されるリサイクルフェアにおいて、粗大ごみとして搬入された家具等を販売している。また、鉄道会社から保管期限の切れた遺失物の傘を提供していただき、同時に販売している。	1 広報 4 広報・チラシ	1 リサイクル情報の掲載件数：13件 4 売却件数：リサイクル家具11点、傘2, 222本
君津市	○	○						【リサイクル情報交換コーナー】市民から「譲ります」「譲ってください」の登録カードを受付し、市役所、公民館（8館）に最長6か月間 掲示する。リサイクル品の交換、売買は当事者間で行う。食料品、化粧品、動植物、貴金属、危険物は不可とする。 【リユースショップ情報】市内のリユースショップ情報を市のHP及びクリーンガイドブックへ掲載する。	市のHPへの掲載、クリーンガイドブックへの掲載	平成28年度リサイクル情報登録カードの受付数3件
富津市							○			把握していない
浦安市				○	○			http://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/gomi/1007905/1000411.html	広報紙とホームページ	自転車の再生販売台数101台、家具の再生販売台数760点
四街道市	○							リサイクル交換コーナーとはご家庭で不用となった品をお持ちの方、生活用品として再利用していただける方の橋渡しコーナーです。 四街道市民（市内在住・在勤・在学）が「ゆずります」「ゆずってください」に物品を登録し（氏名は掲示しない）、登録に対する希望者には連絡先を教え、本人同士で話し合いの上、譲渡を決定していただきます。 登録できる品物：家具・日用雑貨・衣類・楽器・レジャー用品・子供用品など いずれも無料取引に限り 登録できない物：電気製品・燃料使用機器・動植物・飲食物・車・オートバイなど、その他不適切と思われるもの ・登録の際、名義貸し等は行わないこと ・物品販売・転売等営利を目的とする行為等は行わないこと。	市役所本庁舎1F 市民フロアの掲示板における告知（3ヶ月） 市政だより毎月1日号での告知（1つの物品に対して1回のみ）	ゆずります： H28.4.1～H29.3.31 受付99件 成立56件 ゆずってください： H28.4.1～H29.3.31 受付70件 成立11件

不用品の再利用に関する事業の実施状況

市町村名	1. 情報コーナー (掲示板等)に 住民が不要に なった物の情報 を掲示し、住民 同士の情報交換 の場を設けてい る	2. HPや広報等 で、地域内のリ ユースショップ の情報をお知ら せしている	3. 市町村で回収 した後に、リ ユースショップ 等に売却してい る	4. 市町村で回収 した後に、自ら (委託を含む) 修理し、販売し ている	5. 市町村自らが フリーマーケッ トやバザーを開 催している	6. その他	7. 実施し ていない	内 容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況 (情報登録数、売 却・販売件数等の 指標となる具体的 な数値を記入) ※把握していない 場合は“－”
袖ヶ浦市							○			
八街市	○									
印西市	○			○				1. リサイクル情報広場「ゆずります」「探しています」の申込書に記入していただいた情報を市広報紙、ホームページ及び市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。なお、紹介後の交渉は当事者同士で行い、市では品物を保管しない。 http://www.city.inzai.lg.jp/0000001633.html	市の広報紙、ホームページ及び市役所庁舎1階ロビーへの掲載	平成28年度11件成立
白井市	○				○			http://city.shiroi.chiba.jp/detail/956643709.html	・広報に記事掲載・ホームページに記事を記載	・不用品再利用 譲りたい8件 譲り受けたい7件
富里市					○			リサイクルフェアにてリサイクルマーケットを年1回実施し、家庭で不要となったものの再利用を促進している。 (http://www.city.tomisato.lg.jp/0000002114.html)	市広報紙、市ホームページ	把握していない
南房総市							○			
匝瑳市	○							市役所玄関ロビーに不用品の再利用に関するリサイクルコーナーを設置して、譲りたい物を持っている方、譲ってほしい物がある方は、市役所環境生活課で登録をして、リサイクルコーナーに譲りたい物品名、譲ってほしい物品名を掲示している。掲示期間は3ヵ月間。 匝瑳市ホームページ： http://www.city.sosa.lg.jp/news/index.cfm/detail.14.1132.html	市役所玄関ロビーの掲示板、匝瑳市ホームページ	情報登録件数：13件
香取市	○									
山武市	○									
いすみ市							○			
大網白里市	○							リユース情報コーナーを設置。希望者に申請書を記入してもらい、決裁後、掲示板に3週間掲載し希望者を待つ。 品物は各家庭で保管してもらい、希望者がいる場合は出品者と希望者の双方で受け取り方法等を確認し対応してもらう。 品物の取引終了後は、譲り主が地域づくり課まで連絡する。 希望者が3週間経っても現れなかった場合は、登録を抹消する。(再申請可能) http://www.city.oamishirasato.lg.jp/faq/faq_detail.php?co=cat&frmId=139&frmCd=7-1-0-0-0	市で発行する「家庭ごみの出し方」にて周知。 市ホームページや市広報紙上で周知。	譲ります：12件 求めます：3件
酒々井町							○			
栄町							○			
神崎町							○			
多古町							○			
東庄町							○			
九十九里町							○			
芝山町							○			
横芝光町							○			
一宮町							○			
睦沢町	○							庁舎ロビーに情報コーナーを設けPRしている		
長生村							○			
白子町							○			
長柄町							○			
長南町				○				長南フェスティバルにおいてリサイクルマーケットを開催している	チラシ	把握していない
大多喜町							○			
御宿町						○		譲りたい物がある住民からの申請を町が受け付け、その情報を広報誌に掲載し周知する。 その後、情報を知って譲り受けたいと思った住民は、申込書を町に提出する。	広報誌	近年では利用実績がない。
鋸南町							○			

ごみ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ごみを除く生活系可燃ごみ（収集ごみ））

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
千葉市		○			可燃ごみ 36円/45L、24円/30L、16円/20L、 8円/10L 不燃ごみ 16円/20L、8円/10L
銚子市		○			可燃ごみ袋(45ℓ10枚466円、30ℓ10枚319 円、15ℓ10枚177円) 資源ごみ袋(45ℓ10枚187円、20ℓ10枚103 円) 不燃ごみ袋(45ℓ10枚466円)
市川市			○		
船橋市			○		
館山市		○			45ℓ 600円/10枚 30ℓ 400円/10枚 15ℓ 200円/10枚
木更津市		○			可燃、不燃すべて1枚あたり 20円/20ℓ 30円/30ℓ 45円/45ℓ
松戸市			○		可燃ごみのみ 認定ポリ袋と紙袋併用
野田市		○			超過従量制：一世帯年間120枚分のご み袋は無料。それ以上は有料。 （ごみ処理経費の半分を袋の値段に設 定している。）
茂原市		○			35円/20L袋、50円/30L袋、65円/40L袋
成田市			○		
佐倉市			○		
東金市		○			35円/45ℓ 25円/30ℓ 15円/20ℓ
旭市		○			可燃ごみ（大45円/30ℓ） 可燃ごみ（小25円/15ℓ）
習志野市			○		指定袋以外に透明・半透明のポリ袋が 使用可能
柏市			○		
勝浦市		○			40ℓ袋：処理手数料40円+袋代 30ℓ袋：処理手数料30円+袋代 20ℓ袋：処理手数料20円+袋代
市原市			○		
流山市				○	
八千代市		○			10ℓ用：8.5円/枚 20ℓ用：12円/枚 30ℓ用：18円/枚 40ℓ用：24円/枚
我孫子市				○	
鴨川市		○			50円/45ℓ、20円/20ℓ 上記価格は、処理手数料であり袋代に ついては各製造メーカーにて設定し販 売している。
鎌ヶ谷市			○		
君津市		○			単純従量制 販売価格(可燃・不燃) ・小袋(20ℓ)200円/10枚 ・中袋(30ℓ)300円/10枚 ・大袋(40ℓ)400円/10枚
富津市		○			可燃20ℓ20円/枚、可燃30ℓ30円/枚、 不燃・資源30ℓ15円/枚、容器包装プ ラスチック45ℓ15円/枚
浦安市			○		
四街道市			○		

ごみ処理有料化及び指定袋の状況（粗大ごみを除く生活系可燃ごみ（収集ごみ））

市町村名	有料化有		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
袖ヶ浦市		○			可燃・不燃ともに 11円／20 L 13円／30 L 16円／40 L
八街市			○		
印西市			○		
白井市			○		
富里市			○		
南房総市		○			(52円/45L) (42円/30L) (31円/20L) (16円/10L)
匝瑳市		○			可燃大 (30L) 40円/枚 可燃小 (15L) 20円/枚
香取市		○			平成28年 4 月～11月 指定袋(大)40ℓ指定袋1枚につき51円 指定袋(中)30ℓ指定袋1枚につき40円 指定袋(小)20ℓ指定袋1枚につき28円 平成28年12月～平成29年 3 月 指定袋(大)40ℓ指定袋1枚につき30円 指定袋(小)25ℓ指定袋1枚につき20円
山武市		○			可燃40円/袋 資源20円～30円/袋 不 燃30円/袋
いすみ市		○			可燃ごみ用50円/45 l ・ 30円/20 l 資源、不燃ごみ用20円/45l、10円/20 l
大網白里市		○			(3 5 円／ 4 5 L) (2 5 円／ 3 0 L) (1 5 円／ 2 0 L)
酒々井町			○		
栄町		○			・ 可燃ごみ袋 (大) 4 7 円/枚 (中) 2 6 円/枚 (小) 1 6 円/枚 ・ 資源物袋 (大) 2 0 円/枚 (中) 1 5 円/枚 (小) 1 0 円/枚 ・ 不燃・有害ごみ袋 (中) 3 1 円/枚 (小) 1 6 円/枚 ・ 資源シール 2 0 円/枚
神崎町		○			指定袋 (45ℓ) 35円/枚
多古町		○			可燃大 (3 0 L) 40円/枚 可燃小 (1 5 L) 20円/枚
東庄町		○			指定袋(大) 40ℓ 1枚につき30円 指定袋(小) 25ℓ 1枚につき20円
九十九里町		○			35円/45L 25円/30L
芝山町		○			(可燃大40円、可燃小30円、不燃20 円、資源20円、有害20円)
横芝光町		○			○横芝地域 可燃大(30ℓ)40円/枚 可燃小(22ℓ)30円/枚 ○光地域 可燃大(30ℓ)40円/枚 可燃小(15ℓ)20円/枚
一宮町		○			35円/20ℓ 50円/30ℓ 65円/40ℓ
睦沢町		○			35円/20ℓ 50円/30ℓ 65円/40ℓ
長生村		○			35円/20ℓ、50円/30ℓ、65円/40ℓ
白子町		○			35円/20ℓ 50円/30ℓ 65円/40ℓ
長柄町		○			35円／20ℓ 50円／30ℓ 65円／40ℓ
長南町		○			35円/20ℓ 50円/30ℓ 65円/40ℓ
大多喜町			○		(50円/45 L) (30円/20 L)
御宿町		○	○		平成24年10月より有料指定袋制 (資源ごみについては袋代のみ)※それ 以前は定額制
鋸南町			○		45ℓ52円、30ℓ42円、20ℓ31円、10ℓ16円

生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制 の別	ごみの種類	料金
千葉市	有	従量制	可燃物・不燃物・粗大ごみ・資源物	270円/10kg（消費税相当額別）
銚子市	有	従量制	可燃物・不燃物・衣類・布団類・紙類	10kg/59円
市川市	有	従量制	燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ	10kgにつき216円、10kg未満も216円（消費税相当額を含む）
船橋市	無			
館山市	有	従量制	①可燃ごみ ②不燃ごみ	①30kg未満：無料 30kg：180円 30kg以上100kg未満：60円/10kg加算 100kg以上：160円/10kg加算 ②50kg未満：無料 50kg：1,570円 50kg以上：520円/50kg加算
木更津市	有	従量制	可燃、不燃	130円/20kg
松戸市	有	従量制	燃やせるごみ、陶磁器、ガラスなどのごみ、リサイクルするプラスチック、その他プラスチックなどのごみ、資源ごみ、有害などのごみ	全て16円/kg+消費税 (20Kg以下一律320円+消費税)
野田市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	10kgごとに135円+消費税。 (平成27年7月1日より手数料改定)
茂原市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
成田市	無			
佐倉市	有	従量制	全種類	350円/10kg
東金市	有	従量制	可燃ごみ、金属類、カン、ビン、ガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	100円/10kg(10kg未満の場合100円)
旭市	有	従量制	全種類 (但し、資源ごみのうち紙類及び布類は除く)	資源ごみ以外 100 k g 未満 10 k g 当り100円 100 k g 以上 10 k g 当り150円 資源ごみ 10 k g 当り100円
習志野市	有	従量制	直接搬入ごみの全て	230円/10 k g
柏市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源品、有害ごみ、草木ごみ	全て10kgまでごとに194.4円
勝浦市	有	従量制	燃やせるごみ	10kg毎に40円
市原市	有	従量制	すべての搬入ごみ	200円／10kg
流山市	有	従量制	可燃、不燃、可燃粗大、不燃粗大	10 k g ごとに162円
八千代市	有	従量制	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③有害ごみ	①10ℓ：8.5円/枚 20ℓ：12円/枚 30ℓ：18円/枚 40ℓ：24円/枚 ②・③20ℓ：12円/枚 ※収集時と同じ手数料
我孫子市	有	従量制	可燃・不燃・粗大・資源・燃やせないごみ	10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円。
鴨川市	有	従量制	可燃ごみ	50円/10kg（100kgを超えた部分から120円/10kg）
鎌ヶ谷市	無			
君津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、せん定木	可燃ごみ：180円/10kg 不燃ごみ：180円/10kg せん定木 50kgまで：80円/10kg 50kgを超えるととき：170円/10kg
富津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル・紙類・繊維類）粗大ごみ	90円/10kg
浦安市	有	従量制	一般廃棄物	200円/10kg（税別）
四街道市	有	従量制	粗大ごみ	200円/10kg
袖ヶ浦市	有	従量制	燃せるごみ・燃せないごみ	指定袋制に準じる
八街市	無			
印西市	無			
白井市	無			
富里市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびんペットボトル、資源ごみ、有害ごみ	100kgまで無料 100kg超過分1kgにつき5.4円加算
南房総市	有	従量制	可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ（家電リサイクル法に係る品目等は除く）	20kgまで無料 20kgを超えた場合 51円/10kg（100kgまで） 154円/10kg（100kg以上）
匝瑳市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	100kg毎400円
香取市	有	従量制	生活系直接搬入ごみ全般	100kgを超える10kgにつき 可燃ごみ・・・100円 不燃ごみ・・・200円
山武市	有	従量制	可燃ごみ・粗大ごみ	10円/kg
いすみ市	有	従量制	可燃ごみ、不燃(金属類、ガラス類)、資源ごみ(カン、ビン、ペットボトル)	20円/kg
大網白里市	有	従量制	可燃ごみ、粗大ごみ、金属類 カン、ビン・ガラス類 ペットボトル、蛍光灯類	100円／10 k g

生活系ごみ（直接搬入ごみ）の有料化の状況

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制 の別	ごみの種類	料金
酒々井町	有	従量制	全種	350円/10kg
栄町	無			
神崎町	有	従量制	可燃物・不燃物	・可燃物（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） ・不燃物（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
多古町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	100kg400円
東庄町	有	従量制	可燃物・不燃物	可燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
九十九里町	有	従量制	可燃ごみ、粗大ごみ、金属類、カン、ビンガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	100円/10kg
芝山町	有	従量制	全種	10kgあたり100円
横芝光町	有	従量制	可燃・不燃・資源 【横芝地域のみ不燃ごみに加えて有害ごみ】	○横芝地域 10kgあたり100円 ○光地域 100kgあたり400円
一宮町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
陸沢町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
長生村	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
白子町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
長柄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
長南町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
大多喜町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	20円/kg
御宿町	有	従量制	可燃ごみ、紙類、カン、鉄類、ビンガラス、樹脂類	3円/kg
鋸南町	有	従量制	可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ （家電リサイクル法に係る品目等は除く）	20kgまで無料、100kgまで10kgにつき51円 100kgを超えた場合10kgにつき154円

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
千葉市	有	従量制	370円～1,500円	有	従量制	270円/10kg(消費税別)
銚子市	無			有	従量制	10kg/59円
市川市	有	従量制	品目の重量・大きさによって、5段階（510円、1,030円、1,540円、2,060円、2,570円）に設定。（消費税相当額を含む。）	有	従量制	10kgにつき216円、10kg未満も216円（消費税相当額を含む。）
船橋市	有	従量制	品目または重量ごとに360円、720円、1,080円、1,440円の4段階	有	従量制	10kgごとに150円（別途8%相当額を加算）
館山市	有	定額制	500円/1点	有	従量制	○可燃系 30kg未満：無料 30kg：180円 30kg以上100kg未満：60円/10kg加算 100kg以上：160円/10kg加算 ○不燃系 50kg未満：無料 50kg：1,570円 50kg以上：520円/50kg加算
木更津市	有	定額制	1点800円	有	従量制	130円/20kg
松戸市	有	定額制	1点1000円	有	従量制	全て16円/kg+消費税（20kg以下一律320円+消費税）
野田市	有	定額制	1点につき540円	有	従量制	10kgごとに135円+消費税。 （平成27年7月1日より手数料改定）
茂原市	無			有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
成田市	無			無		
佐倉市	有	従量制	品目により500円、1,000円、1,500円の3段階	有	従量制	350円/10kg
東金市	有	従量制	0～15kg 150円、16～25kg 300円、26～35kg 450円、36kg～ 600円	有	従量制	100円/10kg（10kg未満の場合100円）
旭市	無			有	従量制	100kg未満 10kg当たり100円 100kg以上 10kg当たり150円
習志野市	有	定額制	540円～2,700円	有	従量制	230円/10kg
柏市	有	定額制	1点1,080円	有	従量制	10kgまでごとに194.4円
勝浦市	有	定額制	1品目あたり500円	有	従量制	10kg毎に60円 ※ただし、可燃性の粗大ごみに限る
市原市	有	定額制	1,230円/点	有	従量制	200円/10kg
流山市	有	定額制	1点につき、1080円	有	従量制	10kgごとに162円
八千代市	有	定額制	300円。大きさ、数量、重量によっては600円	有	定額制	150円。大きさ、数量、重量によっては300円
我孫子市	有	定額制	700円／1点	有	従量制	10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円
鴨川市	有	定額制	500円/1点	有	従量制	70円/10kg（1点につき500円を上限）
鎌ヶ谷市	有	定額制	860円/点	有	定額制	430円/点
君津市	有	定額制	1点あたり860円	有	定額制	1点あたり430円
富津市	有	定額制	一点あたり800円	有	従量制	90円/10kg
浦安市	有	従量制	410円・820円・1,230円・1,640円・2050円	有	従量制	200円/10kg（税別）
四街道市	有	定額制	基本料金（800円）+品目別による料金	有	従量制	200円/10kg
袖ヶ浦市	有	定額制	品目により1点当たり500円または1000円	有	従量制	100円/10kg
八街市	有	定額制	540円／点	無		

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
印西市	無			無		
白井市	有	従量制	350円 700円 1050円 1400円 1750円	有	従量制	150円 300円 450円 600円 750円
富里市	有	従量制	500kgまで3,240円 500kg超過分1kgにつき5.4円加算	有	従量制	100kgまで無料 100kg超過分1kgにつき5.4円加算
南房総市	有	定額制	1点 566円	有	従量制	搬入ごみに準ずる
匝瑳市	有	従量制	基本料金2,000円＋従量料金400円（100kg毎）	有	従量制	従量料金400円（100kg毎）
香取市	無			有	従量制	100kgを超える10kgにつき 可燃粗大ごみ・・・100円 不燃粗大ごみ・・・200円
山武市	有	定額制	150円～600円	有	従量制	10円/kg
いすみ市	有	従量制	30円/kg	有	従量制	20円/kg
大網白里市	有	従量制	0kg～15kg 150円 16kg～25kg 300円 26kg～35kg 450円 36kg～ 600円	有	従量制	100円／10kg
酒々井町	有	定額制	処理券500円、処理袋250円	有	従量制	350円/10kg
栄町	有	従量制	・小サイズ 0.05㎡未満 110円 ・中サイズ 0.05㎡以上0.25㎡未満 330円 ・大サイズ 0.25㎡以上0.75㎡未満 550円 ・特大サイズ 0.75㎡以上 770円	無		
神崎町	無			有	従量制	・可燃物（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） ・不燃物（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
多古町	有	従量制	基本料金2,000円＋重量料金400円（100kg毎）	有	従量制	100kg毎400円
東庄町	有	従量制	品目によって異なる	有	従量制	可燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
九十九里町	有	定額制	150・300・450・600円	有	従量制	100円/10kg
芝山町	有	定額制	1品200円	有	従量制	10kg100円
横芝光町	有	従量制	○横芝地域 一品200円 ○光地域 基本料金2,000円に加え100kgごとに400円の従量料金	有	従量制	○横芝地域 10kgあたり100円 ○光地域 100kgあたり400円
一宮町	無			有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
睦沢町	無			有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
長生村	無			有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
白子町	無			有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
長柄町	無			有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
長南町	無			有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
大多喜町	無			有	従量制	20円/kg
御宿町	有	従量制	90円／kg	有	従量制	90円／kg
鋸南町	有	定額制	1点566円	有	従量制	20kgまで無料、100kgまで10kgにつき51円 100kgを超えた場合10kgにつき154円

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
千葉市	有	従量制	200円／10kg（税別上限） 従量制によることが著しくそぐわないとき：4,000円／m ³ （税別上限）		有	従量制	270円/10kg（消費税相当額別）
銚子市	無			許可業者が料金設定	有	従量制	10kg/196円
市川市	有			市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、排出事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。そのため、委託による場合の収集料金は排出事業者と許可業者との契約によるが、多くは定額制を採用している。	有	従量制	10kgにつき216円（消費税相当額を含む）
船橋市	市では収集を行っていないため不明		市では収集を行っていないため不明		有	従量制	20円／kg（別途5％相当額加算）
館山市	市が収集していない			市が収集していない	有	従量制	160円/10kg
木更津市	有		排出事業者と許可業者	木更津市では収集を行っていない。許可業者が収集を行うか、排出事業者が直接搬入することになっている。木更津市での処分料金は右記の「処分料金」と同じ。	有	従量制	180円/20kg 産業廃棄物は500円/20kg
松戸市	松戸市では、事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら処理施設に搬入するか、許可業者に委託しております。				有	従量制	①一般廃棄物 16円/kg＋消費税(20kg未満一律320円＋消費税) ②一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物 28円/kg＋消費税(20kg未満一律560円＋消費税)
野田市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	10 k g ごと270円+消費税。 （平成27年7月1日より手数料改定）
茂原市	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg（10円未満切り捨て）
成田市	有			許可業者ごとに契約先での業務等により独自に決定している。	有	従量制	216円/10kg
佐倉市	有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約金額		有	従量制	350円/10kg
東金市	無			事業系の個別収集は行っていない	有	従量制	150円/10kg(10kg未満の場合150円)
旭市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集はしておらず事業者が自ら運搬するか、あるいは許可業者へ委託し運搬している。そのため収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量制	資源ごみ以外 100 k g 未満 10 k g 当り100円 100 k g 以上 10 k g 当り150円 資源ごみ 10 k g 当り100円
習志野市	有			許可業者が収集	有	従量制	230円/10 k g
柏市	有			許可業者が料金設定	有	従量制	・一般廃棄物 10kgまでごとに194.4円 ・容器包装プラスチック類 10kgまでごとに172.8円
勝浦市	無				有	従量制	10kg毎に60円

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
市原市	無			許可業者が収集	有	従量制	200円/10kg

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
流山市	無				有	従量制	10 k g ごとに 162円
八千代市	許可業者による収集				有	従量制	210円/10kg＋ 消費税相当額 （10kgに満た ない場合は210 円＋消費税相 当額）
我孫子市	有	許可業者による	許可業者による		有	従量制	10kgまで252 円。 10kgを超える 場合、10kgを 超える部分に ついて10kgに つき252円
鴨川市	有		排出事業者と許可業者 との契約による		有	従量制	120円/10kg
鎌ヶ谷市	有			許可業者が料金設定	有	従量制	194. 4円/10kg
君津市	有			・市は収集していない ・許可業者により異なる	有	従量制	1 5 0 円／ 1 0 kg
富津市	有			処分150円/10kg、運搬 料については事業者が 設定	有	従量制	150円/10kg
浦安市	有	従量制	【事業系指定袋 可燃45L・不燃45L 290円/枚 可燃22. 5L・不燃22. 5L 140円/枚 資源物（びん・缶・ ペットボトル）45L 140円/枚、22. 5L 70 円/枚 紙類 70円/枚	指定袋は、一日平均 で、45ℓごみ袋一袋程 度の事業者が対象。 料金には処理費用を含 む。	有	従量制	200円/10kg （税別）
四街道市	無				有	従量制	300円/10kg
袖ヶ浦市	有			収集運搬許可業者との 契約による	有	従量制	10 k g あたり 150円
八街市	無				有	従量制	10kgまで300円 10kg超過分、1 kgにつき30. 24 円／kg
印西市	許可業者が処分費 に上乗せし徴収			許可業者が処分費に上 乗せし徴収	有	従量制	260円/10kg
白井市	無			許可業者が処分費に上 乗せして徴収	有	従量制	260円/10 k g
富里市	有			処理料金は市が設定 (21. 6円/kg) し、収集 運搬料金は許可業者が 設定する。	有	従量制	10kgまで216円 10kg超過分1kg につき21. 6円 加算
南房総市	無				有	従量制	154円/10kg
匝瑳市	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者 との契約による。		有	従量制	10kg毎150円
香取市	無				有	従量制	10kgにつき200 円
山武市	無				有	従量制	150円/10kg
いすみ市	有	従量制		許可業者による	有	従量制	20円/kg
大網白里市	有			各業者ごとに設定	有	従量制	150円/10kg
酒々井町	無				有	従量制	350円/10kg
栄町	有	従量制	排出業者と許可業者の 契約	印西クリーンセンター にて26円/kgを徴収し ていることから、許可 業者が独自に運搬費の 見込の料金設定を行っ ている	有	従量制	印西クリーン センターにて 26円/kgを徴収
神崎町	有			排出事業者と許可業者 との契約による	有	従量制	10kgにつき200 円
多古町	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可業者 との契約		有	従量制	・排出事業者 が直接搬入す る場合 100kg400円 ・許可業者と 契約し搬入す る場10kg150円
東庄町	有			許可業者が料金を設定 している	有	従量制	200円/10kg
九十九里町	有	従量制	許可業者による		有	従量制	150円/10kg
芝山町	有		排出業者と収集許可業 者との契約による		有	従量制	10kg150円
横芝光町	有	許可業者により異なる	排出業者と収集許可業 者との契約による		有	従量制	10kgあたり150 円

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の 従量制・定額制の別	処分料金
一宮町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg (10円未満切り捨て)
睦沢町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg (10円未満切り捨て)
長生村	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg (10円未満切り捨て)
白子町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg (10円未満切り捨て)
長柄町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg (10円未満切り捨て)
長南町	有			許可業者との契約による	有	従量制	340.2円/20kg (10円未満切り捨て)
大多喜町	無				有	従量制	20円/kg
御宿町	無				有	従量制	6円/kg
鋸南町	収集なし				有	従量制	10kgにつき154円

生活系可燃ごみ（収集ごみ）処理の有料化導入予定

※すでに有料化している場合は「－」。

市町村名	導入予定の有無	有の場合導入予定年度
千葉市	－	
銚子市	－	
市川市	有	未定
船橋市	無	
館山市	－	
木更津市	－	－
松戸市	有	未定
野田市	－	
茂原市	－	
成田市	無	
佐倉市	無	
東金市	－	
旭市	－	
習志野市	無	
柏市	無	
勝浦市	－	
市原市	無	
流山市	無	
八千代市	－	－
我孫子市	無	
鴨川市	－	－
鎌ヶ谷市	無	
君津市	－	
富津市	－	
浦安市	無	
四街道市	有	平成32年度
袖ヶ浦市	－	
八街市	無	
印西市	無	
白井市	無	
富里市	無	
南房総市	－	
匝瑳市	－	
香取市	－	
山武市	－	
いすみ市	－	
大網白里市	－	
酒々井町	無	
栄町	－	
神崎町	－	
多古町	－	
東庄町	－	
九十九里町	－	
芝山町	－	
横芝光町	－	
一宮町	－	
睦沢町	－	
長生村	－	
白子町	－	
長柄町	－	
長南町	－	
大多喜町	－	
御宿町	－	
鋸南町	－	

事業系ごみ対策

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分 析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など 例:展開検査、優良事業者認定制度	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容				⑤その他			
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④広報・パンフレットなど配布等啓発活動	⑤その他				
千葉市	有	○	○	○	廃棄物管理責任者等を対象として、廃棄物講演会を実施している。また、廃棄物講演会において、廃棄物の減量・再資源化に積極的に取り組んでいる事業者等の表彰を行っている。	大規模小売店舗立地法に規定する店舗面積の合計が1,000㎡を超える小売店舗及び延床面積3,000㎡以上の事業用建築物	499	有				○	○	有	清掃工場において搬入物検査を実施し、資源物や搬入不適物を持ち込んだ許可業者には持ち帰りを指示し、排出事業者に対して訪問指導を行っている。
銚子市	有			○				有					○	有	展開検査
市川市	有	○	○	○		①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する1,000㎡以上の大規模小売店舗 ②3,000㎡以上の床面積を有する特定建築物の店舗、事務所、旅館等	82	有				○	○	無	・収集運搬許可業者に資源化の実施について指導している。 ・クリーンセンターへのごみ搬入時に資源物の別下ろしを実施している。 ・クリーンセンターにて定期的に搬入物展開検査を行っている。
船橋市	有	○	○	○		(1)大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 (2)次に掲げる用途に供される建築物で延べ面積が3,000㎡以上の建築物 ア．興行場、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 イ．店舗又は事務所 ウ．学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む） エ．ホテル又は旅館 オ．その他市長が必要であると認めるもの	120	有				○	○	有	多量排出事業者への立入検査
館山市	無							無						有	展開検査
木更津市	有		○	○		(1)大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 (2)事業の用に供する部分の述べ床面積が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の述べ床面積の合計が3,000平方メートル以上）の建築物	90	有				○	○	無	
松戸市	有	○	○			一の建物(大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)第1条に規定する一の建物を含む。)であって、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が500平方メートルを超える小売店舗、および事業の用に供する建物内の部分の延べ面積を3000平方メートル以上占有している事業者	381	有			○	○		無	優良事業者をホームページにて紹介している。
野田市	有	○	○		説明会の開催	大規模小売店舗、中規模小売店舗、延べ面積が3,000㎡以上の建築物	211	無						無	展開検査の実施
茂原市	無							無						無	
成田市	有	○	○			延床面積が500㎡以上かつごみ排出量が年間36t以上もしくは月3t以上の年間ごみ排出量上位200の事業所	200	有				○	○	有	展開検査
佐倉市	有		○			延べ床面積3,000㎡以上の建築物を有し、管理し、又は占有する事業者で市長が指定する者、又は事業の内容を考慮して市長が指定する者。	77	無						無	
東金市	無							有				○		有(ただし生活系ごみ混合)	
旭市	無							無						無	
習志野市	有	○	○	○		延床面積1,000㎡以上かつ事業系一般廃棄物が日量平均50kg以上排出される事業所	65	有				○	○	無	
柏市	有		○	○	ウェブサイトでの啓発	次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を有するもの (2) 事業の用に供する部分の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。)の合計が3,000平方メートル以上の建築物を有するもの(前号に掲げるものを除く。) (3) 前2号に掲げるもの以外のもので、その事業活動に伴い多量の一般廃棄物が生じると市長が特に認める土地又は建物を有するもの	196	有					ウェブサイトでの啓発	無	・紙くず、動植物性残さの減量を重点的に啓発している。また、柏市では、事業系ごみの減量に積極的な取り組みを行っている企業を「3R推進事業所」または「3R推進店」として推奨し、市民の皆さんに広くご紹介している。 ・展開検査を行っている。
勝浦市	無							無						無	
市原市	有	○	○	○		排出量が3t/月を超える事業者		有				○	○	有	
流山市	有		○		廃棄物減量計画書を提出。前年度実績に対する減量の取組みを記載	・大規模小売店立地法第2条第2項に規定する建築物を有する事業者。 ・事業の用に供する部分の延床面積が1,500㎡以上の建築物を有する事業者。	60	有				○		無	事業系一般廃棄物の搬入検査
八千代市	有	○	○			1日平均100kg以上の排出	34	有				○	○	無	・搬入調査（展開検査等）の実施

事業系ごみ対策

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分 析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など 例:展開検査、優良事業者認定制度	
	①実施の有無	対策の内容				⑦対象事業所数	①実施の有無	対策の内容							⑤その他
		②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④個別指導	⑤その他			②廃棄物管理責任者の選任指導	③減量・資源化計画の作成指導	④配布等啓発活動	⑤広報・パンフレットなど				
我孫子市	有		○	○		なし	把握していない	有		○	○	○		無	「ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度」 ごみの減量やリサイクルの推進をしている事業所を市が認定し、広報、HPで広く市民に周知し消費者の利用を促進する制度。事業所の規模は問わない。 http://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/gomi_shigen/3r/suis_hinjigyosho.html
鴨川市	有			○				有				○		無	展開検査
鎌ヶ谷市	有	○	○				25	無				○		無	展開検査
君津市	有	○	○				44	有			○			無	広報啓発活動
富津市	無		○					無						無	
浦安市	有	○	○	○				有			○	○		無	現地調査の際にごみ減量の相談を受け、対応している。
四街道市	有			○				有				○		無	
袖ヶ浦市	有	○	○				7	無						無	
八街市	無							無						無	
印西市	有	○	○	○			61	無						無	多量排出事業者への説明会の開催、印西クリーンセンターでの展開検査の実施
白井市	有	○	○				95	無						有	
富里市	無							有			○			無	展開検査
南房総市	無							無						無	
匝瑳市	無							無						無	
香取市	有	○	○			3,000㎡以上	35	無						無	
山武市	無							無						無	
いすみ市	有			○				有				○		無	特になし
大網白里市	無							無						無	
酒々井町	有	○	○					無						無	
栄町	有	○	○				14	無						無	
神崎町	無							無						無	
多古町	無							無						無	
東庄町	有			○		基準は設定していない		無						無	
九十九里町	無							有			○	○		無	
芝山町	無							無						無	
横芝光町	無							無						無	
一宮町	無							無						無	
睦沢町	無							無						無	
長生村	無							無						無	
白子町	無							無						無	
長柄町	無							無						無	
長南町	無							無						無	
大多喜町	無							無						無	
御宿町	有			○		ごみを常時10kg/日以上排出する事業所		無						無	
鋸南町	無							無						無	

再生利用指定制度の活用状況

※ 1 廃棄物処理法施行規則第 2 条第 2 号

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

※ 2 規則第 2 条の 3 第 2 号関係

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

市町村名	規則第 2 条第 2 号関係※ 1		規則第 2 条の 3 第 2 号関係※ 2	
	指定の有無	指定業者数	指定の有無	指定業者数
千葉市	無		無	
銚子市	無		無	
市川市	有	1	無	
船橋市	無		無	
館山市	無		無	
木更津市	無		無	
松戸市	有	7	有	7
野田市	無		無	
茂原市	無		無	
成田市	無		無	
佐倉市	無		無	
東金市	無		無	
旭市	無		無	
習志野市	無		無	
柏市	無		無	
勝浦市	無		無	
市原市	無		無	
流山市	無		無	
八千代市	無		無	
我孫子市	無		無	
鴨川市	無		無	
鎌ヶ谷市	無		無	
君津市	無		有	1
富津市	無		無	
浦安市	無		無	
四街道市	無		無	
袖ヶ浦市	無		無	
八街市	無		有	1
印西市	無		無	
白井市	有	2	有	1
富里市	無		無	
南房総市	無		無	
匝瑺市	無		無	
香取市	無		無	
山武市	無		無	
いすみ市	無		無	
大網白里市	無		無	
酒々井町	無		無	
栄町	無		無	
神崎町	無		無	
多古町	無		無	
東庄町	無		無	
九十九里町	無		無	
芝山町	無		無	
横芝光町	無		無	
一宮町	無		無	
睦沢町	無		無	
長生村	無		無	
白子町	無		無	
長柄町	無		無	
長南町	無		無	
大多喜町	無		無	
御宿町	無		無	
鋸南町	無		無	

再生利用指定制度の活用状況

市町村名	指定業者名	廃棄物の種類	指定業者名	廃棄物の種類
市川市	①千葉テクノサービス(株)	①馬の糞尿、稲わら	①	①
松戸市	①松戸市再生資源業協同組合	①ペットボトル	①松戸市再生資源業協同組合	①ペットボトル
	②東葛資源事業協同組合	②ペットボトル	②東葛資源事業協同組合	②ペットボトル
	③(有)日美	③ペットボトル	③(有)日美	③ペットボトル
	④K. S環境サービス	④ペットボトル	④K. S環境サービス	④ペットボトル
	⑤松澤興業	⑤ペットボトル	⑤松澤興業	⑤ペットボトル
	⑥(株)イサカエンタープライズ	⑥ペットボトル	⑥(株)イサカエンタープライズ	⑥ペットボトル
	⑦松戸紙業	⑦ペットボトル	⑦松戸紙業	⑦ペットボトル
君津市	①	①	①有限会社佐久間総業	①せん定木等
八街市	①	①	①株式会社 造伸	①剪定枝等
白井市	①株式会社フジコー	①食品残渣、木くず等	①株式会社 佐久間	①プラスチック製容器包装
	②都市環境サービス株式会社	②ビン、カン、ペットボトル	②	②

一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量（kg）（見込み）	運搬単価（円/運搬1回）	処分単価（円/kg）	委託料金の1年度計（運搬費及び処分費の計）	
千葉市	消火器	89		825	73,425	単位（本）
	タイヤ	6		21,000	145,152	単位（t）
	金属	78		35	2,948	
	金庫	50		130	7,020	
	廃プラスチック	670		60	43,416	
	ガラス・陶磁器・コンクリート	3,410		60	220,968	
	ガスボンベ	6			25,920	
	フロンガス	1,008	無	2,484	2,503,872	リサイクルセンター内でフロンの吸引を実施している。発生数量（台）処分単価（円/1台）
	スプレー缶	7,030	無	292	2,049,948	リサイクルセンター内で穴あけを実施している。
	廃油・廃塗料	3,300	処分を含む	135	445,500	運搬及び処理を一括委託にて実施している。
銚子市	ビデオテープ	17,270	処理単価に含まれる	30	559,548	単価契約 30,000円/t（税別）
	可燃性粗大ごみ（布団・カーペット等）	120,490	処理単価に含まれる	32.0	4,164,129	単価契約 32,000円/t（税別）
	可燃性粗大ごみ（スプリングベッド・ソファ等）	0	処理単価に含まれる	50	0	単価契約 50,000円/t（税別）
市川市	廃タイヤ	3,500	41,040	38	341,280	不法投棄により回収したもので通常市では、受入しない。
	廃蛍光管	19,000		137	2,606,040	処分単価には運搬単価を含む
	廃乾電池	10,000		72	723,600	処分単価には運搬単価を含む
	プロパンガス	7本			8,640	不法投棄により回収したもので通常市では、受入しない。劣化により容量の記載は読み取り不能。全て異なるサイズのため、一括処理委託（運搬含）。
	酸素ガス	2本			10,800	
	高压ガス容器	2本			56,160	
	感染性医療廃棄物	4箱	3,240円/箱	3,240円/箱	25,920	不法投棄等により回収したもので通常市では、受入しない。専用容器1箱当たりの単価。
船橋市	廃タイヤ	10,000	5	20	250,000	
館山市	塩化ビニル系（塩ビパイプ等）	不明		不明	199,800	左記、委託料金の年度合計は処理困難物全体の廃棄委託料である。廃棄時は品目ごとではなく、その都度の混合物として廃棄するため、品目ごとの処分単価は不明
	コンクリートブロック	不明		不明	-	
	ペンキ缶	不明		不明	-	
	自動車部品	不明		不明	-	
	消火器	不明		不明	-	
	廃タイヤ	不明		不明	-	
	FRP製品	不明		不明	-	
木更津市	—					
松戸市	医療系廃棄物					市立病院にて一括処理
	消火器	134本	処分費を含む	1310円/本	187428円	
	耐火金庫	5台	18000円	4800円/台	45360円	
野田市	テレビ	190台		1,944円/台	369,360	
	洗濯機	45台	75,000円/トラック1台	1,080円/台	48,600	
	冷蔵庫・冷凍庫	90台		2,700円/台	243,000	
	エアコン	9台		1,728円/台	15,552	
	タイヤ	450本	処分単価を含む	540円/本	243,000	
	消火器等				450,000	上記以外の処理困難物。全体額で予算計上
					1,249,944	運搬処理費用として、39,960円/t（37,000円×1.08）
茂原市	廃スプリング製品	31,280				
	廃油（1斗缶）	729	30,000	309	280,261	
	廃油（ペンキ缶）	54	30,000	926	105,004	
	木くず	59	32,400	18	33,480	木くず、石膏ボード、がれき類、廃プラスチックを1回で処理しているため、運搬費は木くずのみに計上しました。
	石膏ボード	350	0	49	17,280	〃
	がれき類	900	0	12	10,800	〃
成田市	廃プラスチック	50	0	1,080	54,000	〃
佐倉市	—					
東金市	—					
旭市	—					
習志野市	—					
柏市	—					
勝浦市	廃プラスチック	25,160		70	1,766,232	
市原市	消火器	335	処分費に含まれる	283	94,640	

一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量（kg）（見込み）	運搬単価（円/運搬1回）	処分単価（円/kg）	委託料金の1年度計（運搬費及び処分費の計）	
流山市	タイヤ	12,640	処分費に含まれる	22	272,160	
	ガスボンベ	36	処分費に含まれる	150	5,400	
	混廃物類	4,250	単価を含む	62.6	266,220	
	廃プラ（ゴム、タイヤ）	3,760	単価を含む	27	101,520	
	特定家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機）	2,280	59,400		284,256	単価：テレビ 1,728円、冷蔵庫 2,700円、洗濯機 1,080円
八千代市	廃乾電池	45,570	処分単価を含む	47	2,313,131	
	廃蛍光管	13,570	処分単価を含む	97	1,421,592	
	リサイクル家電（ブラウン管TVを除く）	1,030	20,000	品目ごと	128,628	家電リサイクル法対象機器
	リサイクル家電（ブラウン管TV）	710	直接運搬	品目ごと	97,092	廃プラ、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
我孫子市	ー					
鴨川市	乾電池及び廃蛍光管	15,296	処分単価を含む	103	1,536,329	
	ふとん	21,900	処分単価を含む	32	697,734	
鎌ヶ谷市	ー					
君津市	炭酸ガス容器	10	処分単価を含む	324	3,240	ボンベ1本（10kgと仮定）
	廃消火器	215			46,440	重量は把握していないため、1本5kgとして計算する。43本×5kg＝215kg
	廃電池	670			99,694	
富津市	タイヤホイール付	330	直接運搬	46.4	15,324	
	タイヤホイール無	890	直接運搬	35.6	31,720	
	LPボンベ、消火器	60	直接運搬	54.0	1,620	
浦安市	廃タイヤ	1,430	35,640	24.84	106,800	運搬を2回委託した。
	廃消火器	115	処分単価に見込む	208.0	23,920	23本の廃消火器を処分。推定5kg/本×23本＝115kgとなる。
	ボンベ等	190	処分単価に見込む	728	138,240	ボンベ合計19本の処分を委託。推定10kg/本×19本＝190kgとして算出。
四街道市	タイヤ	2,150		25	58,050	
袖ヶ浦市	ー					
八街市	タイヤ	630	処分単価を含む	27	17,010	
	不法投棄家電	1,380	処分単価を含む	302	416,760	
	使用済乾電池	16,430	44,280	62	1,055,710	処分単価：61.56円/kg
	蛍光灯（破碎）	4,490	44,280	105	514,652	処分単価：104.76円/kg
	蛍光灯（未破碎）	940	44,280	108	145,800	
印西市	洗濯機	5	0	2,000	10,000	単位：台
	冷蔵庫170ℓ以下	7	0	3,426	23,982	単位：台
	テレビ、16インチ以下	6	0	1,528	9,168	単位：台
	テレビ、24インチまで	4	0	2,000	8,000	単位：台
	パソコンモニターのみ	1	0	2,000	2,000	単位：台
	プリンター	1	0	472	472	単位：台
	乾燥機	1	0	1,907	1,907	単位：台
	電子レンジ	2	0	472	944	単位：台
	折りたたみベット	1	0	2,574	2,574	単位：台
	タイヤ小ホイール無	13	0	574	7,462	単位：本
	タイヤ中ホイール無（汚れ付）	1	0	769	769	単位：本
	タイヤ小ホイール付（汚れ付）	3	0	676	2,028	単位：本
	キャタピラ	117	0	120	14,040	単位：kg
	車バッテリー	2	0	954	1,908	単位：個
	ガスボンベ（小）	1	0	472	472	単位：本
	一斗缶中身入り	18	0	3,046	54,828	単位：本
	40缶中身入り	5	0	954	4,770	単位：本
	スプレー缶	10	0	194	1,940	単位：本
	消火器	8	0	1,907	15,256	単位：本
	スピーカー	1	0	472	472	単位：台
	廃プラ（農業用・車の部品以外）	10	0	80	800	単位：kg
	天然石	1	0	50	50	単位：個
	運搬費	1	7,500	0	7,500	単位：台
白井市	洗濯機	2	0	2,000	4,000	単位：台
	冷蔵庫170ℓ以下	6	0	3,426	20,556	単位：台
	テレビ、16インチ以下	11	0	1,528	16,808	単位：台
	テレビ、24インチまで	16	0	2,000	32,000	単位：台

一般廃棄物処理困難物

市町村名	一般廃棄物処理困難物		委託料金（見込み）（単位：円）			説明事項
	名称	1年度分の発生数量（kg）（見込み）	運搬単価（円/運搬1回）	処分単価（円/kg）	委託料金の1年度計（運搬費及び処分費の計）	
	テレビ、25インチ以上	10	0	2,574	25,740	単位：台
	パソコンモニターのみ	1	0	2,000	2,000	単位：台
	パソコン本体のみ	1	0	1,046	1,046	単位：台
	エアコン室外機	1	0	1,426	1,426	単位：台
	ソファ（2人掛け）	2	0	2,574	5,148	単位：台
	タイヤ小ホイル無（汚れ付）	26	0	574	14,924	単位：本
	タイヤ中ホイル無（汚れ付）	10	0	769	7,690	単位：本
	タイヤ小ホイル付（汚れ付）	12	0	676	8,112	単位：本
	タイヤ中ホイル付（汚れ付）	5	0	870	4,350	単位：本
	車バッテリー	3	0	954	2,862	単位：個
	70缶中身入り	1	0	1,907	1,907	単位：本
	40缶中身入り	1	0	954	954	単位：本
	20缶中身入り	1	0	472	472	単位：本
	消火器	2	0	1,907	3,814	単位：本
	量	1	0	1,426	1,426	単位：量
	廃プラ（農業用・車の部品以外）	730	0	80	58,400	単位：kg
	鉄くず	20	0	20	400	単位：kg
	パチンコ台	1	0	2,861	2,861	単位：台
	運搬費	2	7,500	0	15,000	単位：台
富里市	タイヤ				24,624	平成28年度実績 小型車/57本 処理単価 小型車/400円（税抜） ※処理単価に収集運搬費用も含まれている
	家電4品目				210,960	平成28年度実績 テレビ/27台 冷蔵庫/7台 洗濯機/2台 エアコン/0台 合計40台 ※収集運搬費，家電リサイクル券購入費なども含む
南房総市	タイヤ	2,860	33円/kg		94,380	収集及び自己搬入では受付しない。不法投棄等によりセンターに搬入されたもの。
	消火器					
	バッテリー					
匝瑳市	—					
香取市	リサイクル家電	98個	処分費に含む	900～2,500円/台	240,516	
	タイヤ	161本	処分費に含む	40～250円/本	36,990	
山武市	—					
いすみ市	—					
大網白里市	—					
酒々井町	—					
栄町	—					
神崎町	—					
多古町	—					
東庄町	—					
九十九里町	—					
芝山町	消火器	28本	1,200		33,600	運搬・処分込みの価格となります。
	タイヤ	30本	450		13,500	運搬・処分込みの価格となります。
	廃プラ・車部品・ガレキ類	5式	20,000		100,000	運搬・処分込みの価格となります。
横芝光町	—					
一宮町	廃スプリング製品	4,470			178,621	運搬処理費用として、39,960円/t（37,000円×1.08）
睦沢町	廃スプリング製品	1,960			78,322	運搬処理費用として、39,960円/t（37,000円×1.08）
長生村	廃スプリング製品	3,780			151,049	運搬処理費用として、39,960円/t（37,000円×1.08）
白子町	廃スプリング製品	3,440			137,462	運搬処理費用として39,960円/t（37,000円×1.08）
長柄町	廃スプリング製品	1,910			76,324	運搬処理費用として、39,960円/t（37,000円×1.08）
長南町	廃スプリング製品	2,260			90,310	運搬処理費用として、39,960円/t（37,000円×1.08）
大多喜町	—					
御宿町	—					
鋸南町	—					

生ごみの減量

	①補助制度の有無 有り→1 無し→0		【①補助制度 有の場合】 ②28年度の実績		【①補助制度 無の場合】 ③今後の補助制度整備の予定 有り→1 無し→0		④業務用生ごみ処理機の公共施設の設置状況 (平成28年度の実績) 有り→1 無し→0	⑤業務用生ごみ処理機の管内一般企業の設置状況 (平成28年度の実績) 有り→1 無し→0	⑥法人・事業所への補助制度 (平成28年度の実績) 有り→1 無し→0	⑦補助制度に関するホームページを作成している場合は、URLを記入してください。
	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化) 有り→1 無し→0	生ごみ処理機 (機械式のもの) 有り→1 無し→0	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)				
千葉市	1	1	195 基	129 基			0	0	0	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-ngomi-hojo.html
銚子市	1	1	1 基	1 基			0	0	0	http://www.city.choshi.chiba.jp/simin/gyousei/cat04/gomi/genryou.html
市川市	1	0	67 基			0	1	0	0	http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1551000004.html
船橋市	1	0	15 基			0	1	0	0	
館山市	0	0	0 基	0 基	0	0	0	0	0	
木更津市	1	1	1 3 基	1 4 基			1	0	0	http://172.16.16.31/cms/index.cfm/12,11467,16,431,html
松戸市	1	1	32 基	52 基			0	0	0	http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/genryou/namagomisuyori-hojo.html
野田市	1	1	101 基	62 基			1	把握していない	1	http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kankyo/gomi/1000617.html
茂原市	1	1	44 基	11 基			0	0	0	hozen@city.mobara.chiba.jp
成田市	1	1	32 基	45 基			0	0	0	https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page115800.html
佐倉市	1	1	41基	10基			0	0	0	http://www.city.sakura.lg.jp/0000002096.html
東金市	1	1	24 基	6 基			0	0	0	http://www.city.togane.chiba.jp/0000001071.html
旭市	1	1	20 基	4 基			0	0	0	http://www.city.asahi.lg.jp
習志野市	0	0			0	0	0	0	0	
柏市	1	1	40基	41 基			0	0	0	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p003942.html
勝浦市	1	1	2 基	2 基			0	0	0	http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29326
市原市	1	1	66 基	18 基			0	0	0	https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/kateigomi/gomi_nama.html
流山市	0	0			0	0	1	0	0	
八千代市	1	1	19 基	11 基			0	0	0	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/121000/page000022.html
我孫子市	1	1	51 基	5 基			0	0	0	http://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/gomi_shigen/hojokin_sonota/namagomi.html
鴨川市	1	1	17 基	4 基			0	0	0	http://www.city.kamogawa.lg.jp/kankyo_sangyo/kankyo/1412596470420.html
鎌ヶ谷市	1	1	8 基	8 基			0	0	0	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/gomihojo.html
君津市	1	1	41 基	11 基			0	0	0	http://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/15/812.html
富津市	0	0			0	0	0	0	0	
浦安市	0	0			0	0	0	0	0	
四街道市	0	0			0	0	0	0	0	
袖ヶ浦市	1	1	5 基	15 基			0	0	0	http://sodegaura_homepage/soshiki/haikibutsu/namagomi.html
八街市	1	1	8 基	4 基			0	0	0	http://www.city.yachimata.lg.jp/2015/new/namagomishoriki.html
印西市	1	1	23 基	50 基			0	0	0	http://www.city.inzai.lg.jp/0000001665.html
白井市	1	1	9 基	11 基			0	0	0	http://city.shiroi.chiba.jp/detail/020-00752.html
富里市	1	1	11基	4基			0	0	0	http://www.city.tomisato.lg.jp/0000001217.html
南房総市	0	0			0	0	0	0	0	
匝瑳市	1	1	17 基	6 基			0	0	0	http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/14,613,209,452,html
香取市	1	1	19 基	5 基			1	0	0	http://www.city.katori.lg.jp/living/gomi.html
山武市	1	1	45 基	8 基			0	0	0	
いすみ市	0	0			0	0	0	0	0	
大網白里市	1	1	18 基	15 基			0	0	0	http://www.city.oamishirasato.lg.jp/faq/faq_detail.php?co=cat&frmId=162&frmCd=7-2-0-0-0

生ごみの減量

	①補助制度の有無 有り→1 無し→0		【①補助制度 有の場合】 ②28年度の実績		【①補助制度 無の場合】 ③今後の補助制度整備の予定 有り→1 無し→0		④業務用生ごみ処理機の公共施設の設置状況 (平成28年度の実績) 有り→1 無し→0	⑤業務用生ごみ処理機の管内一般企業の設置状況 (平成28年度の実績) 有り→1 無し→0	⑥法人・事業所への補助制度 (平成28年度の実績) 有り→1 無し→0	⑦補助制度に関するホームページを作成している場合は、URLを記入してください。
	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化) 有り→1 無し→0	生ごみ処理機 (機械式のもの) 有り→1 無し→0	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)	コンポスト容器 (生ごみ堆肥化)	生ごみ処理機 (機械式のもの)				
酒々井町	1	1	1 基	0 基			0	0	0	
栄町	0	1		5 基	0		0	0	0	http://www.town.sakae.chiba.jp
神崎町	1	1	0 基	0 基			0	0	0	http://www.town.kozaki.chiba.jp/
多古町	0	1		2 基	0		0	0	0	http://www.town.tako.chiba.jp/life/guide/gomi.html#2
東庄町	1	1	3 基	0 基			0	0	0	http://www.town.tohnosho.chiba.jp/002service/c003/007_02_31.html
九十九里町	1	1	5 基	2 基			0	0	0	
芝山町	1	1	0 基	1 基			0	0	0	http://www.town.shibayama.lg.jp
横芝光町	0	0			0	0	0	0	0	
一宮町	1	0	7 基			0	0	0	0	http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/kurashi/kankyo/gomi/1579.html
睦沢町	0	0	0 基	0 基	0	0	0	0	0	
長生村	0	1		6 基	0		0	0	0	http://www.vill.chosei.chiba.jp/0000000088.html
白子町	1	1	9 基	1 基			0	0	0	http://www.town.shirako.lg.jp/0000000407.html
長柄町	1	0	24 基			0	0	0	0	http://www.town.nagara.chiba.jp/guide/living/live_envi.html
長南町	1	1	3 基	0 基			0	0	0	http://www.town.chonan.chiba.jp/kurashi/gomi/169/
大多喜町	1	1	6 基	0 基			0	1	0	http://www.town.otaki.chiba.jp/index.cfm/6,253,18,html
御宿町	1	1	1 基	2 基			0	0	0	http://www.town.onjuku.chiba.jp/sub1/7/konpost_hojo.html
鋸南町	0	0			0	0	0	0	0	
合計	40	39	938 基	501 基	0	0	6	1	1	

	生ごみ減量等の先進的な取組事例								
	①実施者	②事業期間	③回収開始年月	④回収対象	⑤資源化方法	⑥平成28年度の回収量	⑦再資源化の状況	⑧回収方法	⑨取組目的
千葉市	千葉市	平成19～23年度（モデル事業） 平成24年度～（特別地区事業）	平成19年11月	約2,760世帯（4地区）	生ごみバイオガス化施設	225トン	バイオガス化 225トン	生ごみ専用袋によるステーション回収	焼却ごみの減量化及び再資源化の推進
銚子市									
市川市									
船橋市									
館山市									
木更津市									
松戸市	松戸市	平成28年4月～平成29年3月	平成27年5月	学校給食 中学校6校 小学校6校	飼料化	71トン	飼料化71トン	保管庫で当日中に回収	焼却ごみの減量化及び資源化の推進
野田市									
茂原市									
成田市									
佐倉市									
東金市									
旭市									
習志野市									
柏市	柏市	平成20年4月～（継続）	平成19年4月（平成19年度はモデル実施）	学校給食残渣（中学校20校，小学校42校）	生ごみ堆肥化	410トン	左記回収量を堆肥化施設で処理委託しているが，複数企業等からの回収物を併せて処理しているため，最終的な資源化（成果品）量は不明	運搬業者による回収	食べ残し，調理くずの資源化，環境教育の推進（堆肥を学校の花壇で利用）
	柏市	昭和53年4月～（継続）	昭和53年4月	魚腸骨（公設市場）	生ごみ堆肥化 飼料化	196トン	左記回収量を堆肥化及び飼料化施設で処理委託しているが，複数企業等からの回収物を併せて処理しているため，最終的な資源化（成果品）量は不明	運搬業者による回収	市場から排出される魚腸骨の資源化による事業系ごみ減量の推進
勝浦市									
市原市									
流山市	流山市	平成22年4月～（継続）	平成22年4月	学校給食 小学校4校	生ごみ堆肥化	6.2トン	不明	学校に生ごみ処理機を設置 月1～2回堆肥化施設へ運搬	食べ残し，調理くずの資源化、環境教育の推進（施設見学、堆肥を学校の花壇で利用）
八千代市	八千代市	平成28年4月～（継続）	平成28年4月	学校給食残さ等（市内小中学校全校分）	堆肥化	115.65トン	不明	給食センター2箇所，小学校4箇所を回り堆肥化施設へ運搬	焼却ごみの減量化及び再資源化の推進
我孫子市	我孫子市	平成19年6月～（継続）	平成19年6月	学校給食 保育園6 福祉施設3 中学校6校 小学校12校	生ごみ堆肥化	127トン	減容化後、残渣（堆肥）6.3トン	生ごみ専用袋による集積所回収	焼却ごみの削減、資源化の推進 残渣（堆肥）は、学校の花壇等で利用
	我孫子市	平成21年1月～（継続）	平成21年1月	約1500世帯（6自治会）	生ごみ堆肥化	173トン	減容化後、残渣（堆肥）8.7トン	生ごみ専用袋による集積所回収	焼却ごみの削減、資源化の推進 残渣（堆肥）は家庭菜園等で利用の為、協力家庭に配布
鴨川市									
鎌ヶ谷市									
君津市									
富津市									
浦安市									
四街道市									
袖ヶ浦市									
八街市									
印西市									
白井市									
富里市									
南房総市									
匝瑳市									
香取市									
山武市									
いすみ市									
大網白里市									

	生ごみ減量等の先進的な取組事例								
	①実施者	②事業期間	③回収開始年月	④回収対象	⑤資源化方法	⑥平成28年度の回収量	⑦再資源化の状況	⑧回収方法	⑨取組目的
酒々井町									
栄町	栄町	平成２７年８月～	平成２７年８月	約８０世帯	生ごみ堆肥化	３．２トン	堆肥化　３．２ｔ	生分解性生ごみ袋によるステーション回収	焼却ごみの減量化及び資源化の推進
	栄町	平成２７年８月～	平成２７年８月	約８０世帯	生ごみ堆肥化	７．７トン(推定)	堆肥化　７．７ｔ	自宅でＥＭ容器を使用し堆肥化し、自宅で使用	焼却ごみの減量化及び資源化の推進
神崎町	無								
多古町									
東庄町									
九十九里町									
芝山町									
横芝光町									
一宮町									
睦沢町									
長生村									
白子町									
長柄町									
長南町									
大多喜町									
御宿町	該当なし								
鋸南町									

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「－」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠
千葉市	千葉市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（3人） 市民の代表者（6人） 関係団体の代表者（4人） 関係行政機関の職員（1人） 市議会議員（6人）	平成5年4月1日	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	千葉市廃棄物適正化推進員	地区推進員 50名 自治推進員 1,088名	平成5年4月1日	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第10条 千葉市廃棄物適正化推進員要綱	千葉市廃棄物適正化推進員	地区推進員 50名 自治推進員 1,088名	平成5年4月1日	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第10条 千葉市廃棄物適正化推進員要綱
銚子市	環境審議会	学識経験者（2人） 市民の代表者（6人） 関係団体の代表者（7人） 関係行政機関の職員（3人）	昭和45年9月30日	銚子市環境審議会条例	－				－			
市川市	廃棄物減量等推進審議会	市議会議員（2人）、学識経験者（5人）、市民の代表（4人）、生産・販売関係者（2人）、廃棄物処理業者（2人）	平成5年8月1日	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	－				市川市廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	182名	平成5年7月1日（当初の呼称は「クリーンパートナー」）	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例 市川市廃棄物減量等推進員設置要綱
船橋市	船橋市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（4人） 事業者（3人） 廃棄物処理業者（1人） 民間の代表者（5人） 市長が必要と認める者（2人）	平成5年4月1日	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第37条	－	－	－	－	船橋市廃棄物減量等推進員	653人	平成7年4月1日	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第38条 船橋市廃棄物減量等推進員要綱
館山市	－				－				－			
木更津市	木更津市廃棄物減量等推進審議会	市議会議員1名、学識経験者1名、市民の代表者2名、事業者の代表者3名、市長が必要と認める者2名	平成5年11月25日	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則	なし				なし			
松戸市	－	－	－	－	－	－	－	－	松戸市廃棄物減量等推進推進員	クリンクル推進員58名	平成4年度	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 松戸市廃棄物減量等推進員要綱

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「－」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠
野田市	野田市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（1人） 野田商工会議所の代表者（3人） 関宿商工会の代表者（2人） 小中学校PTA連絡協議会の代表者（3人） 女性団体連絡協議会の代表者（3人） 再資源化事業協同組合の代表者（1人） 自治会連合会の代表者（2人） 廃棄物減量等推進員の代表者（10人） 市長が必要と認めるもの（2人） 公募に応じた市民（1人）	平成4年12月18日	野田市廃棄物減量等推進審議会条例	—				野田市廃棄物減量等推進員会議	廃棄物減量等推進員410名	平成8年4月1日	野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則 野田市廃棄物減量等推進員会議設置要綱
茂原市	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物減量等推進審議会	組協議員（2人） 構成市町村長の推薦する者（7人） 知識及び経験を有する者（2人） 管理者が必要と認めた者（1人）	平成12年4月1日	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	—				—			
成田市	—				—				成田市廃棄物減量等推進員	成田市廃棄物減量等推進員 289名	平成7年4月	成田市廃棄物減量等推進員設置規則
佐倉市	佐倉市廃棄物減量等推進協議会	・学識経験者 2名 ・市民代表者 3名 ・事業者代表 4名 ・市長が必要と認めた者 2名	平成10年3月31日	佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第7条）	—	—	—	—	—	—	—	—
東金市	東金市廃棄物減量等推進審議会	1 4 名	平成7年	東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条及び同施行規則第3条	—				—			
旭市	—				—				旭市廃棄物減量化推進員	176	平成25年4月	旭市廃棄物減量化推進員設置要綱
習志野市	習志野市環境審議会	市議会議員（3人） 学識経験者（6人） その他市長が必要と認めたもの（9人）	平成17年6月1日	習志野市環境審議会条例	—	—	—	—	習志野市環境美化推進員	環境美化推進員466名	平成15年4月1日	（基づかない） 習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんを放置しないまちづくり条例
柏市	—				柏市ごみ減量推進協議会	委嘱していない	平成4年2月18日	柏市廃棄物処理清掃条例	—			
勝浦市	—				—				—	—		
市原市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「－」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠
流山市	流山市廃棄物 対策審議会	学識経験を有する者 （2人） 市民を代表する者（5 人） 関係団体を代表する 者（4人） 廃棄物減量等推進員 の職にある者（1人） 環境美化推進員の職 にある者（1人） 計13人	平成6年7月1日	流山市廃棄物 の減量及び適 正処理等に關 する条例	—				流山市廃棄物 減量等推進員	178名	平成7年4月1日	流山市廃棄物 の減量及び適 正処理等に關 する条例
八千代市	八千代市廃棄 物減量等推進 審議会	学識経験者（3人） 市民（5人） 廃棄物処理業者（2 人） 事業者（2人）	平成6年4月1日	八千代市廃棄 物の減量及び 適正処理に關 する条例	—	—	—	—	八千代市廃棄 物減量等推進 員	143人	平成6年4月1日	八千代市廃棄 物の減量及び 適正処理に關 する条例
我孫子市	—	—	—	—	我孫子市廃棄 物基本問題調 査会	学識経験者（3人） 住民団体に属するも の（4人） 事業者（4人） 学校に属するもの（2 人）	昭和55年5月	我孫子市廃棄 物基本問題調 査会条例	—	—	—	—
鴨川市	—				—				—			
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄 物減量等推進 審議会	学識経験者（2人） 市民代表者（5人） 民間団体（3人）	平成6年4月1日	鎌ヶ谷市廃棄 物の減量及び 適正処理に關 する条例	—				—			
君津市	君津市廃棄物 減量等推進審 議会	市議会議員：2人 学識経験者：2人 事業者代表：3人 市民代表：4人 その他：2人	平成7年11月1日	君津市廃棄物 の適正処理及 び再利用等に 關する条例	—				君津市廃棄物 減量等推進員	推進員：449人	平成8年10月1日	君津市廃棄物 の適正処理及 び再利用等に 關する条例
富津市	富津市廃棄物 減量等推進審 議会	市議会議員（3名） 学識経験者（1名） 事業者（3名） 各種団体の代表者 （6名） その他（2名）	平成10年12月	富津市廃棄物 の減量化、資 源化及び適正 適正処理等に 關する条例	—				—			
浦安市	浦安市廃棄物 減量等推進審 議会	市民公募3人 市民団体代表2人 事業者代表6人 廃棄物関連事業者代 表2人 学識経験者2人	平成6年7月	浦安市廃棄物 の減量及び適 正処理に關す る条例 第6条	—	—	—	—	浦安市廃棄物 減量等推進員	自治会長からの推薦 82人	平成7年6月	浦安市廃棄物 の減量及び適 正処理に關す る条例 第8条

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「－」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠
四街道市	—				—				—			
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（2人） 事業者代表（5人） 市民の代表者（6人）	平成5年4月1日	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則	—				袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員114名	平成6年4月1日	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員に関する規則
八街市	—				—				—			
印西市	印西市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（2人） 団体代表（6人） 市民代表（2人） 事業者代表（2人）	平成8年4月1日	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	—	—	—	—	印西市廃棄物減量等推進員	99人	平成26年4月15日	印西市廃棄物減量等推進員設置要綱
白井市	白井市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（3人） 市民の代表者（4人） 関係団体の代表者（3人） 事業者（2人）	平成17年4月1日	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	—	—	—	—	白井市生活環境指導員	生活環境指導員99人	平成7年4月1日	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
富里市	富里市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者（1人） 事業者（4人） 市長が必要と認めた者（3人）	平成13年3月27日	富里市廃棄物減量等推進審議会条例	富里市環境美化推進協議会	小学校区ごとに区長、環境美化推進委員各1名と、各種団体の代表者で構成 合計24名	平成8年7月29日	富里市環境美化推進協議会	—	—	—	—
南房総市	—				—				—			
匝瑳市	—				—				—			
香取市	香取市廃棄物減量推進審議会	識見を有する者（3人） 事業者（3人） 市民（4人） 市長が認める者（4人）	平成19年8月28日	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例	—				—			
山武市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
いすみ市	—				—				—			
大網白里市	大網白里市廃棄物減量等推進審議会	次の各号に掲げる者のうちから20名以内 （1）市議会議員 （2）学識経験者 （3）商工業者代表 （4）消費者代表 （5）リサイクル団体代表 （6）区長代表 （7）その他市長が必要と認めた者		大網白里市廃棄物減量等推進審議会の設置に関する条例	—				—			
酒々井町	—				—				—			
栄町	栄町廃棄物減量等推進審議会	学識経験者・町民・事業者13名以内	平成10年6月24日	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	—				栄町廃棄物減量等推進員	50名	平成5年4月1日	栄町廃棄物減量等推進員制度設置要綱
神崎町	—				—				—			

廃棄物処理法第5条の7の規定に基づく「廃棄物減量等推進審議会」及び第5条8の規定に基づく「廃棄物減量等推進委員」等の設置状況等

※設置等がない場合は「－」

市町村名	廃棄物減量等推進審議会（廃掃法第5条の7に基づくもの）				ごみ減量等推進協議会（廃掃法に基づかないもの）				廃棄物減量等推進員（廃掃法第5条の8に基づくもの）			
	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠	名称	委員の構成と 人数（平成28年4月1 日現在）	設置 時期	根拠
多古町	—				—				—			
東庄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九十九里町	—				—				—			
芝山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
横芝光町	—				—				—			
一宮町	長生郡市広域 市町村圏組合 廃棄物減量等 推進審議会	組合議員（2人） 構成市町村長の推薦 する者（7人） 知識及び経験を有す る者（2人） 管理者が必要と認め た者（1人）	平成12年4月1日	廃棄物の減量 及び適正処理 等に関する条 例	—				—			
睦沢町	長生郡市広域 市町村圏組合 廃棄物減量等 推進審議会	組合議員（2人） 構成市町村長の推薦 する者（7人） 知識及び経験を有す る者（2人） 管理者が必要と認め た者（1人）	平成12年4月1日	廃棄物の減量 及び適正処理 等に関する条 例	—				—			
長生村	長生郡市広域 市町村圏組合 廃棄物減量等 推進審議会	組合議員（2名） 構成市町村長の推薦 する者（7名） 知識及び経験を有す る者（2名） 管理者が必要と認め た者（1名）	平成12年4月1日	廃棄物の減量 及び適正処理 等に関する条 例	—				—			
白子町	長生郡市広域 市町村圏組合 廃棄物減量等 推進審議会	組合議員（2人） 構成市町村長の推薦 する物（7人） 知識及び経験を有す る者（2人） 管理者が必要と認め た者（1人）	平成12年4月1日	廃棄物の減量 及び適正処理 等に関する条 例	—	—	—	—	—	—	—	—
長柄町	長生郡市広域 市町村圏組合 廃棄物減量等 推進審議会	組合議員（2人） 構成市町村長の推薦 する者（7人） 知識及び経験を有す る者（2人） 管理者が必要と認め た者（1人）	平成12年4月1日	廃棄物の減量 及び適正処理 等に関する条 例	—				—			
長南町	長生郡市広域 市町村圏組合 廃棄物減量等 推進審議会	組合議員（2人） 構成市町村長の推薦 する者（7人） 知識及び経験を有す る者（2人） 管理者が必要と認め た者（1人）	平成12年4月1日	廃棄物の減量 及び適正処理 等に関する条 例	—				—			
大多喜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
御宿町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鋸南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

災害廃棄物対策の状況

市町村名	災害廃棄物処理計画について										
	(1) 災害廃棄物処理計画 の策定状況				(2) 災害廃棄物処理計 画 の位置付け			(3) 計画の名称	(4) 計画の策定又は改定時期 (最新の年月を記入す る。)	(5) 災害廃棄物 対策指針 (環境省・ H26.3)	
	① 策定済 み	② 策定中	③ 今後、 策定する予	④ 策定する予定はな い	① 単 独 計 画	② 一 般 廃 棄 物 処 理 計 画 の 一 部 に 含 ま れ て い る	③ 地 域 防 災 計 画 の 一 部 に 含 ま れ て い る			① 踏 ま え て い る	② 踏 ま え て い な い
千葉市	○				○			千葉市震災廃棄物処理計画	H23年4月		○
銚子市	○				○			銚子市震災廃棄物処理計画	H14年3月		○
市川市	○				○			市川市震災廃棄物処理計画	H24年4月		○
船橋市	○				○			船橋市震災廃棄物処理計画	H27年4月		○
館山市	○				○			館山市震災廃棄物処理計画	H14年7月		○
木更津市	○						○	木更津市震災廃棄物処理計画	H25年9月		
松戸市	○				○			松戸市震災廃棄物処理計画	H27年12月	○	
野田市			○						H 年 月		
茂原市	○						○	茂原市地域防災計画	H26年3月		○
成田市			○		○				H 年 月		
佐倉市	○						○	佐倉市震災廃棄物処理計画	H29年 3月	○	
東金市	○					○		東金市震災廃棄物処理計画	H18年4月		○
旭市	○						○	旭市地域防災計画	H25年3月		○
習志野市			○		○			(仮称) 習志野市震災廃棄物処理計画	H31年3月	○	
柏市			○		○				H 年 月		
勝浦市				○					H 年 月		
市原市			○		○				H 年 月		
流山市			○		○			流山市災害廃棄物処理計画	H31年4月	○	
八千代市	○				○			八千代市災害廃棄物処理計画	H23年3月		○
我孫子市			○		○				H 年 月		
鴨川市			○						H 年 月		
鎌ヶ谷市				○					H 年 月		
君津市			○						H 年 月		
富津市	○						○	富津市地域防災計画	H27年3月		○
浦安市	○						○	浦安市地域防災計画	H27年3月		○
四街道市		○			○			四街道市災害廃棄物処理計画 (仮称)	H29年9月	○	
袖ヶ浦市			○		○				H 年 月		
八街市	○				○			八街市震災廃棄物処理計画	H14年12月		○
印西市	○				○			印西市災害廃棄物処理計画	H29年3月	○	
白井市			○				○		H 年 月		
富里市	○						○	富里市地域防災計画	H26年9月10日		○
南房総市			○						H 年 月		
匝瑳市	○				○			匝瑳市震災廃棄物処理計画	H24年1月		○
香取市	○				○			香取市震災廃棄物処理計画	H25年10月		○
山武市	○						○	山武市地域防災計画	H26年9月		○
いすみ市				○					H 年 月		
大網白里市			○						H 年 月		
酒々井町	○						○	酒々井町地域防災計画	H25年2月		○
栄町			○		○				H 年 月		
神崎町			○				○		H 年 月		
多古町			○						H 年 月		
東庄町	○						○	東庄町地域防災計画	H25年4月		○
九十九里町		○			○			震災廃棄物処理計画	平成29年度	○	
芝山町	○						○	芝山町地域防災計画	H26年3月		○
横芝光町	○						○	横芝光町災害廃棄物処理マニュアル	H26年2月		○
一宮町				○					H 年 月		
睦沢町				○					H 年 月		
長生村				○					H 年 月		
白子町				○					H 年 月		
長柄町				○				未定	未定	予定	
長南町				○					H 年 月		
大多喜町				○					H 年 月		

災害廃棄物対策の状況

市町村名	災害廃棄物処理計画について										
	(1) 災害廃棄物処理計画 の策定状況				(2) 災害廃棄物処理計 画 の位置付け			(3) 計画の名称	(4) 計画の策定又は改定時期 (最新の年月を記入す る。)	(5) 災害廃棄物 対策指針 (環境省・ H26. 3)	
	① 策定済 み	② 策定中	③ 今後、 策定する 予	④ 策定する 予定はな い	① 単 独 計 画	② 一 般 廃 棄 物 処 理 計 画 に 含 ま れ て い る	③ 地 域 防 災 計 画 の 一 部 に 含 ま れ て い る			① 踏 ま え て い る	② 踏 ま え て い な い
御宿町				○					H 年 月		
鋸南町	○						○	鋸南町地域防災計画	H27年度		○